

調査の定義及び約束事項 (2003年漁業センサス)

目 次

[調査全般に関する用語]	1
[海面漁業調査に関する用語]	3
1 調査対象に関する用語	3
2 調査項目に関する用語	5
(1) 漁業経営体調査票について	5
(2) 会社、官公庁・学校・試験場調査票について	22
(3) 漁業従事者世帯調査票について	24
(4) 漁業管理組織調査票について	25
(5) 海面漁業地域調査票について	31
[内水面漁業調査に関する用語]	42
1 調査対象に関する用語	42
2 調査項目に関する用語	43
(1) 内水面漁業経営体調査票について	43
(2) 内水面漁業地域調査票について	55
[流通加工調査に関する用語]	61
1 調査対象に関する用語	61
2 調査項目に関する用語	64
(1) 水産物流通機関調査票 () 【魚市場用】について	64
(2) 水産物流通機関調査票 () 【水産物卸売業者用】について	67
(3) 水産物流通機関調査票 () 【水産物買受人用】について	68
(4) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票について	69

〔 調査全般に関する用語 〕

指定統計調査

指定統計を作成するための調査で、統計法第7条第1項の規定により総務大臣の承認を得たものを指定統計調査という。

調査の実施者は、あらかじめ総務大臣にその計画を提出し、内容の審査を受けて、その承認を得なければならない。

調査を中止し又は承認を得た事項を変更する場合も承認を要する。

ア 申告義務の賦課

調査実施者は、統計の重要性にかんがみ人又は法人に対して申告義務を賦課することができ、義務違反に対しては、懲役刑を含む罰則が設けられている。

イ 秘密の保護

申告義務を課す一方、申告した内容については、統計調査に従事する者が調査上知り得た秘密を漏らしたり、盗用した場合には刑罰が科せられるなど、厳重な秘密の保護が図られている。集められた調査票は、総務大臣の承認を得た場合のほかは使用できない。しかし、調査票は国民全体の貴重な財産であり、公益増進のうえから総務大臣の承認を得て当該統計目的以外の使用の道を開いている。

ウ 結果の公表

調査の結果は、特に総務大臣の承認を得た場合を除いてすべて速やかに公表しなければならない。

エ 地方公共団体の法定受託事務

国が指定統計調査の実施者である場合、その調査事務の一部を地方公共団体の法定受託事務とすることができる。

オ その他

統計法は、指定統計調査について、以上に述べたもののほか、調査従事者の資格、統計調査員等についての規定を置いている。

承認統計調査

統計報告調整法に基づいて承認された統計調査をいい、国の行政機関が行う統計調査の総数のうち6割を占めている。

同法によれば、国の行政機関が、直接又は地方公共団体を通じて、10以上の人又は法人から統計報告を徴収する場合には、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない（同法第4条）。

総務省は専ら、調査技術上及び調査重複の排除の見地から審査を行い、承認された場合はその証拠として報告様式に承認番号と承認期間を明示することになっている。

届出統計調査

国、都道府県、市町村、日本銀行及び日本商工会議所が、指定統計及び承認統計以外の統計を作成する場合に、あらかじめ総務大臣に届け出るものである（統計法第8条、届出を要する統計調査の範囲に関

全数調査

する政令第2条)。

具体的には、国が実施する調査では 報告者が地方公共団体のみ、対物調査、の作成である。

^{しっかい} 悉皆調査又は全部調査ともいい、国勢調査や農林業センサス、漁業センサスのように文字どおり調査単位のすべてを調査する方法である。

調査対象者のリストが完全であり、各調査対象から真に正確な値を聞き取ることができれば完全な調査である。

しかし、調査の規模が大きいため、調査労力や費用がかさみ、集計期間が長く、公表まで長期間を要するなどの短所がある。

標本調査

抽出調査ともいい、調査単位の一部を抽出し、取り出された標本を調査してその結果から全体についての値を推定する方法である。

この方法は、一部の標本についてのみ調査することから全体とは完全に一致することはありえないため代表性が問題となり、使用に耐えうる精度を確保する必要がある。

しかし、 少ない費用で行える、 速やかに公表しうるなどの長所をもっている。

他計申告調査

対人調査の一つであり、面接（聞き取り）調査ともいう。

調査員が被調査者（報告者）と対面し、定められた調査票に従って質問し、その回答を調査員が記入する方法である。この方法は、調査項目の定義の統一が確保され、調査票の回収率が極めて高いなどの長所がある。

しかし、調査員が被調査者に対面するための費用がかかること、調査員の良否が結果に影響を与えることなどの短所がある。

自計申告調査

被調査者（報告者）が自ら回答を調査票に記入する方法である。

この方法は費用が少なくすむが、面接調査と異なり定義などの統一が難しいこと、調査内容が難しいものは正確さが期待できないという制約がある。

なお、この方法は郵送調査と併用することが多い。

客体名簿（客体候補者名簿）

調査対象となる客体（報告者）の住所、氏名等を整理した名簿。

2003年漁業センサスでは漁業経営体、漁業従事者世帯を対象とした名簿のほか、漁業管理組織名簿、水産物流通機関名簿、冷凍・冷蔵、水産加工場名簿がある。

〔海面漁業調査に関する用語〕

1 調査対象に関する用語

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
海面漁業経営体	過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社、有限会社をいう。
本社	他の場所に支社、支店等をもち、それらを総括する事業所、支社、支店等をもたない単独の事業所等をいう。
事業所	本社以外の支社、支店、営業所等をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	2人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。
漁業従事者世帯	過去 1 年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業

	経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。
普通世帯	一般家庭のように住居と生計を共にしている人々の集まり又は1人で1戸をかまえている世帯をいう。
準世帯	1人世帯で、一般家庭に間借り、下宿屋などに住んでいる人の世帯又は単身者用の寄宿舍、独身寮などに住んでいる世帯をいう。
漁業管理組織	漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めのあるものをいう。
運営主体	漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。
漁業協同組合の単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の連合組織	複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって、漁業管理を実施しているものをいう。
その他の団体の組織	上記以外のものをいう。
漁業地区	市区町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定するものをいう。
漁業集落	漁業地区の一部において、漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯の居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいて区切った範囲のうち、漁業世帯が4戸以上存在するものをいう。

2 調査項目に関する用語

(1) 漁業経営体調査票について

世帯員について

世帯員

ふだん世帯に住んでいる人をいう。

ふだん世帯に住んでいる人とは、生活の本拠がその家にある人をいい、具体的には以下のような人をいう。

ア 住居と生計を共にしている人（血縁又は姻せき関係にない人も含める。）

イ 漁船に乗り組んでいる人、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で調査期日現在家を離れている人のうち、不在期間が1年未満の人。

なお、船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。

ウ 家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みのある人。

なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている人は、ふだん世帯に住んでいる人には含めない。

世帯の経済的中心者

その家の生計を支えている人をいう。したがって、必ずしも世帯の戸籍筆頭者や漁業従事者の中の中心的な働き手であるとは限らない。

過去1年間に従事した仕事について

自営の内水面漁業・養殖業に従事した人については、「自営漁業」としたが、他人の営む内水面漁業・養殖業経営体に雇われて従事した人については、「漁業雇われ」とはせずに、「漁業以外の仕事に雇われ」の「その他」とした。これは、本調査では、海面漁業経営体に雇われている人を把握することを目的としているためである。

自営漁業（陸上作業を含む。）

自営漁業とは、以下のものをいう。

ア 自営単独で漁業を営んだもの。

イ 漁船、漁網を持ち寄って、他人と一緒に漁業を営んだもの。

ただし、共同経営は、自営漁業に含めない。

ウ 他人の所有する無動力船又は動力3トン未満の船にあいのりして漁業を営んだもの。

なお、動力3トン以上の船にあいのりした場合は、漁業雇われとなる。

自営農業

自営農業とは、その家の経営耕地面積が10アール以上、もしくは経営耕地面積に関係なく、過去1年間の農産物（養蚕、養畜、園芸を含む。）の販売金額が15万円以上のものをいう。

	なお、農繁期だけ臨時に手伝いに出る人は含めない。
その他の自営業	自営漁業及び自営農業以外で過去１年間に15万円以上の売り上げのあった自営業をいう。
水産加工業	水産動植物を主たる原料とする加工製造業をいい、水産動植物を自家以外から購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用し、加工製造するものをいう。 なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、漁業（採貝、採藻業）になるため水産加工業に含めない。
遊漁案内業	漁業者、漁業者以外に関わらず、遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁案内船等を使用して、遊漁者を漁場に案内する業務（船釣り、瀬渡し等）や潮干狩り、観光地びき網、磯釣り等の業務を行うものをいう。 なお、遊漁者を遊漁案内業者に斡旋する業務は遊漁案内業とはしない。 また、遊漁案内業に雇われている場合は遊漁案内業とはしないで「漁業以外の仕事に雇われ」の「その他」に含める。
旅館・民宿業	旅行者等を泊めることを業とするもので、釣宿、季節的旅館も含める。
その他	上記の自営業以外の自営業をいう。
共同経営に出資従事（陸上作業を含む。）	共同経営とは、二人以上が漁船、漁網等の主要手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいい、以上のような共同経営に資本及び現物を出資し、漁業の海上、陸上作業を問わず、その漁業に従事している人が該当する。
漁業雇われ（陸上作業を含む。）	賃金報酬を得ることを目的として、漁業経営体に雇われて漁業に従事した人が該当する。 漁業雇われには、以下のような人が該当する。 ア 他人の営む漁業経営体に雇われて漁業に従事した人。 なお、共同経営に出資せず、その漁業に従事している人は漁業雇われに該当する。 イ 漁業協同組合あるいは漁業生産組合の組合員で、当該組合が営む漁業に従事した人。 ウ 動力３トン以上の漁船に「あいのり」して漁業に従事した人。

漁業以外の仕事に 雇われ	
漁業関連施設に 雇われ	ここでの漁業関連施設は、水産加工場、水産物冷凍・冷蔵工場、産地魚市場、漁業協同組合直営の水産物直販店のみに限定する。
その他	漁業関連施設以外に雇われた人(会社員等)が該当する。
雇用区分	
常雇	特に雇用期間を定めていないが、雇用契約期間が１年以上の雇用者をいう。
臨時雇	雇用契約期間が１か月以上、１年未満の雇用者をいう。
日雇	雇用契約期間が１か月未満の雇用者をいう。 なお、自営の内水面漁業・養殖業に従事した人については、「自営漁業」としたが、他人の営む内水面漁業・養殖業経営体に雇われて従事した人については、「漁業雇われ」とはせずに、「漁業以外の仕事に雇われ」の「その他」とした。これは、本調査では、海面漁業経営体に雇われている人を把握することを目的としているためである。
過去１年間に従事した仕事のうち主な仕事	過去１年間に従事した仕事のうち、従事した日数が最も多かったものをいう。
自営漁業とそれ以外の仕事をした人について	過去１年間に従事した仕事で「自営漁業」に該当し、更に、自営漁業以外の仕事を行った人についてのみ、自営漁業に従事した日数とそれ以外の仕事に従事した日数を比べて、従事日数の多い方を把握した。
過去１年間に漁業に従事した人について	「自営漁業」、「共同経営に出資従事」及び「漁業雇われ」のいずれか１つ以上に該当した人を対象に調査した。
自営漁業	「自営漁業」に該当した人のみを対象とする。
海上作業に従事した日数	過去１年間に自営漁業の海上作業に従事した日数をいう。 漁業の海上作業とは以下のとおりである。 ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう。(運搬船など、漁労に関して必要

	な船のすべての乗組員の作業を含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。) イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう)、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見をいう。 注：岡見とは、定置網に魚が入るのを見張ることである。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻等をする作業をいう。(潜水を含む。) オ 養殖業では、以下の作業をいう。 (ア) 海上養殖施設での養殖 a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 b いかだ、ひび(枝付の竹、樹の枝)及び網等の養殖施設の張立て並びに取り外し c 採苗、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業 (イ) 陸上養殖施設での養殖 a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)でのすべての作業 b 養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)の掃除 c 池及び水槽の見回り d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は、陸上作業とする。) e 収獲物の取り上げ作業
従事日数の最も長かった漁業種類	従事した自営漁業のうち、海上作業従事日数が最も長かった漁業種類をいう。 なお、日数が同じ場合は販売金額の多い方の漁業種類とした。
そのときの船が10トン以上の場合	「従事日数の最も長かった漁業種類」で使用した漁船のトン数が10トン以上の場合をいう。
陸上作業に従事した人	自営漁業において、漁業の陸上作業(出漁時の漁具、食料品等の積み込み作業、船の進水、引き上げ、養殖業における給餌作業など)に従事した人(海上作業と陸上作業の両方に従事している者を含む。)をいう。 漁業の陸上作業とは漁業に係る作業のうち、海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には以下のものをいう。

	ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合を含む。） イ 漁具、漁網、食料品の積み込み作業 ウ 出港・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ エ 悪天時の出漁待機 オ 餌の仕入れ及び調餌作業 カ 真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業 キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業 ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業。 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用するときは、漁業の陸上作業とはしない。 ケ 自営漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持つ人をいい、具体的には以下のような人をいう。 ア 経営の意思決定（漁船等の機器購入の決定、出漁計画の策定、販売方法の決定）を行う人。 イ 経営活動の結果としての損益の帰属先である人。
漁業雇われ又は共同経営に出資従事	「共同経営に出資従事」又は「漁業雇われ」に該当した人のみを対象とする。
海上作業に従事した日数	過去１年間に雇われて又は共同経営に出資従事して漁業の海上作業に従事した日数をいう。
従事日数の最も長かった漁業種類	雇われて又は共同経営に出資従事した漁業種類のうち、海上作業従事日数が最も長かった漁業種類をいう。 なお、日数が同じ場合は労賃収入の多い方の漁業種類とした。
そのときの船が10トン以上の場合	「従事日数の最も長かった漁業種類」で使用した漁船のトン数が10トン以上の場合をいう。
陸上作業に従事した人	雇われて又は共同経営に出資従事した漁業において、漁業の陸上作業（出漁時の漁具、食料品等の積み込み作業、船の進水、引き上げ、養殖業における給餌作業など）に従事した人（海上作業と陸上作業の両方に従事している者を含む。）をいう。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495

	漁船とは、漁業経営体が所有又は借りている船のうち、過去１年間に自己の漁業生産に使用した主船及び付属船（灯船、魚群探索船、網船、運搬船等）をいう。 ただし、漁船登録を受けていても、過去１年間漁業生産に使用しなかった船及び直接漁業生産に使用しなかった船（遊漁のみに使用した船、買い付け用運搬船等）は含めない。 漁船の扱いについては以下のとおりである。 ア 「もちより操業」、「あいのり操業」の場合は、漁船を保有している漁業経営体だけに計上する。 (ア) 「もちより操業」とは、二人以上の者が自己所有の生産手段（漁船、漁網など）を持ち寄って操業するもののうち、生産手段の管理運営又は漁獲物の処理が各個人の責任で行われているものをいう。 (イ) 「あいのり操業」とは、自己所有の漁具・漁網を持って他人の漁船に乗り組んで操業し、漁獲物の処理は自己の責任において行われるものをいう。 イ 過去１年間に「代船建造」した場合は、被代船(古い方の船)は含めず、新たに登録した船だけを計上する。 なお、「代船建造」とは、従来と同一の漁業を行うために、それまで使用していた漁船（被代船）に代えて漁船登録を引き継ぐ新しい船の建造又は取得をいう。 ウ 無動力船を動力船に、あるいは、動力船を無動力船に改造した場合は、改造後の船を計上する。 エ 漁業経営体が自営漁業と共同経営(共同経営の代表者である場合)を行っている場合の漁船の計上の仕方は以下のとおりである。 (ア) 自営漁業のみに使用した漁船は、自営漁業に使用した漁船として計上する。 (イ) 自営漁業と共同経営の両方に使用した漁船は、自営漁業と共同経営の両方に使用した漁船として計上する。 (ウ) 共同経営のみに使用した漁船は、共同経営に使用した漁船として計上する。
使用した漁船の種類	過去１年間に使用した漁船の種類をいう。
動力船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。 なお、船内に機関を装備し、甲板端にプロペラを設置する船内外機付船については動力船に含める。
船外機付船	無動力船に取り外しのできる推進機関を付けた漁船をいう。 複数の無動力船に１台の船外機を交互に付けて使用する場合は、１

	隻を船外機付船とし、他は無動力船として計上する。
無動力船	推進機関を付けない漁船をいう。
過去 1 年間に使用した無動力船、船外機付船のうち、11月 1 日現在保有している漁船の隻数	過去 1 年間に使用した無動力船及び船外機付船のうち、調査期日現在で保有している漁船の隻数をいう。 なお、「保有している漁船」とは、調査期日現在において所有、借り入れに関係なく、その漁業経営体が管理運営している漁船をいう。したがって、ドック入り等で調査期日現在経営体の手を離れているものであっても漁業経営体の管理下にあれば保有とみなす。
新トン数の適用を受けた船	「船舶のトン数の測度に関する法律」の適用を受けた船いい、昭和 57 年 7 月 18 日（左記法律の施行日）以降に建造した船及び特定修繕を行った船をいう。 特定修繕とは、総トン数に変更を生ずる修繕であり、具体的には、船の主要寸法（船の長さ、幅及び深さ）船体の内部構造又は船楼や甲板室等の新設、撤去を伴う修繕をいう。
主機関の馬力数（農林馬力数）	漁船法により規定されている漁船登録に用いられる馬力数をいう。 ア p s 漁船法により平成 13 年度までに都道府県に登録された漁船に搭載されている主機関（推進機関）の馬力数をいう。 イ k w 漁船法により平成 14 年度以降に新たに主機関（推進機関）を搭載し、都道府県に登録された（されている）漁船の馬力数をいう。
新馬力数の適用を受けた船	平成 14 年 4 月から漁船法における推進機関の馬力数の算出方法が変更され、新馬力数と旧馬力数が併用されている。新馬力数には平成 14 年以降新たに推進機関を搭載した船が該当する。
漁船の利用状況	
単一操業	当該漁船を使用して過去 1 年間に操業した漁業種類が 1 種類の場合をいう。
複数操業	当該漁船を使用して過去 1 年間に操業した漁業種類が 2 種類以上の場合をいう。
過去 1 年間の出漁日数	漁業種類に関係なく、その動力船が過去 1 年間に漁した日数をいう。

	出漁日数の数え方は以下のとおりである。 ア 一般に航海日数ともいわれ、航海に要した日数、すなわち漁場までの往復日数と漁場における操業日数を合計した日数。 イ 沿岸の小型船によくみられる日帰り操業は、1日のうちに2回以上出漁しても1日と数える。 ウ 1航海が1夜の場合（夕方出港し、翌朝入港した場合）は1日とする。 エ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までを通算した日数とする。
販売金額 1 位の漁業種類	漁船が過去 1 年間に操業した漁業種類のうち、販売金額が 1 位の漁業種類をいう。
販売金額	漁獲物及び収獲物を販売した金額をいう。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含めない。 また、漁獲物及び収獲物を他の自営業の原料等として使用した場合は、以下のとおり取り扱う。 ア 個人漁業経営体が漁獲物及び収獲物を加工して販売した場合はその金額とする。 なお、団体経営体（会社等）で漁獲物及び収獲物を加工して販売した場合は、原料として用いた漁獲物及び収獲物を販売したものとみなし、漁獲物及び収獲物の見積り額をもって販売金額とする。 イ 旅館、民宿、飲食店、釣堀等の自営業に漁獲物及び収獲物を使用した場合も、販売したものとみなし、漁獲物及び収獲物の見積り額をもって販売金額とする。
乗組員数	販売金額 1 位の漁業種類での乗組員をいう。 外国人乗組員とは、漁業経営体と雇用契約を結んで漁船に乗り組んでいる外国人（海外基地での乗下船又は技能実習制度による外国人を含む）をいう。 なお、外国人漁業研修制度における外国人は、乗組員（漁業従事者）として扱わない。 外国人研修制度は、研修制度と技能実習制度に区分され、前者は技能修得を目的として 1 年以内の期間で行われることとなっている。（この場合、雇用関係は存在しないので雇用者には含めない。） また、技能実習は、研修を終了した者が希望し、（社）大日本水産会が実施している技能検定に合格することを条件に、研修と合わせて最大 3 年以内の期間で、経営体と雇用の関係を結び、実践的な実習を行うことができる。

漁業経営について

活魚販売

活魚とは、貝類以外の漁獲物を活魚槽、魚槽等により生かして水揚げし、活魚として出荷することを目的として、生きている状態（泳ぎ）で販売したものをいう。

なお、漁業者が特に生かすための措置を講じていなくても生きている状態のものは含めない。

また、卸売市場に出荷した段階以降に活^{かつ}め^めされるものについては含める。

過去 1 年間に営んだ 漁業種類の漁業制度

大臣許可漁業

漁業法(昭和24年12月15日法律第267号)に基づいて政令により定められた漁業（「指定漁業」と呼称されている。）で、農林水産大臣の許可を受けなければ営むことができない漁業のことをいう。

具体的には、以下のものが該当する。

- ア 沖合底びき網漁業（総トン数15トン以上）
- イ 以西底びき網漁業（総トン数15トン以上）
- ウ 遠洋底びき網漁業（総トン数15トン以上）
- エ 大中型まき網漁業（総トン数40トン以上、一部水域では15トン以上）
- オ 遠洋まぐろはえ縄漁業（総トン数120トン以上）
- カ 近海まぐろはえ縄漁業（総トン数10トン以上、120トン未満）
- キ 遠洋かつお一本釣漁業（総トン数120トン以上）
- ク 近海かつお一本釣漁業（総トン数10トン以上、120トン未満）
- ケ 中型さけ・ます流し網漁業（総トン数30トン以上）
- コ 北太平洋さんま漁業（総トン数10トン以上、棒受網による漁業）
- サ いか釣漁業（総トン数30トン以上）
- シ 日本海べにずわいがに漁業
- ス 近海捕鯨業（小型捕鯨業）

知事許可漁業

漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業（法定知事許可漁業）及び都道府県漁業調整規則で知事の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業のことをいう。

具体的には、以下のものが該当する。

- ア 法定知事許可漁業
 - (ア) 小型機船底びき網漁業（総トン数15トン未満）
 - (イ) 中型まき網漁業（総トン数5トン以上40トン未満）

大臣承認漁業

(ウ) 瀬戸内海機船船びき網漁業（総トン数5トン以上）

(イ) 小型さけ・ます流し網漁業（総トン数30トン未満）

イ 漁業調整規則による知事許可漁業

都道府県漁業調整規則で定められている知事許可漁業は、各都道府県によって違い、代表的な漁業として、小型まき網漁業（総トン数5トン未満）、吾智網漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、たこつば漁業等がある。

なお、各都道府県で許可されている漁業種類名は地方名称で設定されているものがある。

農林水産大臣の承認がなければ営むことができない漁業をいう。

具体的には、以下のものが該当する。

ア 東シナ海等かじき等流し網漁業（総トン数10トン以上）

イ 太平洋底刺し網等漁業

ウ 東シナ海はえ縄漁業（総トン数10トン以上）

エ 大西洋はえ縄等漁業

オ ずわいがに漁業（総トン数10トン以上）

漁業権漁業

都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利を有する漁業で共同漁業、区画漁業、定置漁業が含まれる。

ア 共同漁業

一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利をいい、第1種から第5種までである。

(ア) 第1種共同漁業

海藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物の採捕を目的とする漁業。

(イ) 第2種共同漁業

網漁具（えり、やな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であって、定置漁業（大型定置網に分類されるもの）以外のもの。

例：固定刺網、小型定置網

(ウ) 第3種共同漁業

地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（無動力船によるものだけ）、飼付漁業、つきいそ漁業。

(エ) 第4種共同漁業

寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業。

(オ) 第5種共同漁業

内水面又は農林水産大臣の指定する湖沼に準ずる海面において

	営む（第1種共同漁業を除くもの）漁業。 イ 区画漁業 一定の区域内において営む水産動植物の養殖業をいい、養殖方法又は養殖種類によって、1種から3種までである。 (ア) 第1種区画漁業 施設、装置を水面に敷設して他の水面から区画し養殖するものをいう。 (イ) 第2種区画漁業 土、石、竹、木等によって囲障を作り、その中で魚類を養殖するものをいう。 (ウ) 第3種区画漁業 地まき式貝類養殖業をいう。 ウ 定置漁業 一定の水面に漁具を定置して営む漁業のうち、身網の設置される場所の最深部が、最高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては15メートル）以上のもの及びさを主たる漁獲物とする定置が該当する。
自由漁業	海面で自由に営むことのできる漁業をいう。
その他	上記以外の漁業で、以下の漁業が該当する。 ア 官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業。 イ 海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業。 ウ 農林水産大臣に届け出を行って営む漁業。 具体的には以下のようなものがある。 (ア) かじき等流し網（総トン数10トン以上） (イ) 沿岸まぐろはえ縄漁業 (ウ) 小型するめいか釣り漁業 (エ) 暫定措置水域沿岸漁業等
養殖場の施設面積	調査期日現在で漁業経営体が所有（借入れを含む。）している総施設面積をいう。 ア 築堤式及び網仕切式の場合 入江や湾などを堤防や網などで仕切って、その中で養殖する方法で、堤防や網と岸とで囲まれた海面の面積を養殖場の面積とする。 イ 小割式の場合 海面にいけす網か、いけす箱を浮かべ、その中で魚類を養殖する方法で、小割いけすの面積総計を養殖場の面積とする。 築堤式、網仕切式の養殖場の中に小割式のいけす網を浮かべて、周囲と異なる大きさの魚を養殖する場合もあるが、その場合は、小

	割式いけす網の面積は重複計上しない。
	ウ 陸上養殖の場合 陸上に設置した水槽に海水を入れ、その中で養殖する方法で、水槽の面積総計を養殖場の面積とする。 陸上に放置する水槽には、コンクリート水槽、FRP水槽及び木・鉄枠にビニールシートを被せた水槽など様々な様式の水槽がある。
陸上水槽の面積	陸上に設置した水槽の施設面積をいう。
ほたてがい養殖の養成貝数	調査期日現在の養成貝数をいい、「地まき式」によるほたてがいの養成も養殖扱いとする。 採苗を購入して養成した場合は、購入時からの年数ではなく、その稚貝を採苗したときからの経過年数とする。 また、採苗した稚貝を中間育成で養成した期間は、上記の経過年数に含まれる。 なお、当該漁業経営体の貝数が1千貝に満たない場合は、1千貝とする。
かき類養殖の規模	かきの養殖施設の規模をいう。 調査対象の施設規模は、過去1年間の最大規模とし、種がきとして販売する稚貝を養成した施設も含める。
いかだ垂下式	いかだを海面に浮かべ、これに種がきの垂下連をつるして養殖する方法をいう。
簡易垂下式	浅い海底に竹、木材などで杭をたてて、それに横木をくんで柵をつくり、その横木に種がきの垂下連をつるして養殖する方法をいう。 なお、1柵1台と数える。
はえ縄式	たる、ドラム缶、合成樹脂等の浮子を付けたロープを海面に張り、このロープに種がきの垂下連をつるして養殖する方法をいう。
幹縄	海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ）をいう。
地まき式	海底に直接種苗をまいて養殖する方法をいう。
そだひび式	種苗を付着させた竹、そだ等を浅い海底にたてて養殖する方法をいう。

地まき式	海底に直接種苗をまいて養殖する方法をいう。
わかめ類養殖	
幹縄	海面又は海中に水平に張って枝縄や親縄を支える縄（ロープ）をいう。 わかめ養殖は、いかだ式やはえ縄式と呼ばれるものなど、その養殖方法は様々だが、いずれの場合も、この幹縄に相当する縄又はロープを備えるのが普通で、一般に幹縄、幹綱、桁縄、桁綱などと呼ばれている。 竹や丸太でいかだを組んだいかだ式の場合は、幹縄がないが、この場合は、竹や丸太の総延長を幹縄の長さとする。
種糸を巻き付けたりはさみ込んだりした縄の長さ	総延長の長さとする。 この縄は一般に親縄と呼ばれ、種糸を巻き付けるか、あるいは3～5cmに切った種糸をはさみ込んだ後、水平に張ったり、幹縄やいかだから垂直につるして養成するのが普通である。 なお、のり網を用いるなど特殊な施設で、この親縄に相当する縄が不明の場合は使用した種糸の長さとし、種糸を巻き付けたときは種糸の長さに5/6を掛け、はさみ込んだときは種糸の長さを4倍して縄の長さとする。
のり類養殖の規模	過去1年間に使用した最大施設面積をいう。 この面積には、潮の流れをよくするために開けている水面（潮通し）及び作業船の出入りのために開けている水面（船通し）を含めないで、養殖施設の設置された面積のみとする。 ここでいうのりとは「あさくさのり」、「すさびのり」、「うっぱるいのり」、「ひとえぐさ」、「あおさ」等である。 なお、養殖施設の面積を網ひびの枚数と面積から換算する場合、養殖施設の面積は真上から見た養殖施設の面積とし、網ひびを重ね張りしている場合には、何枚重ね張りしても、1枚の網ひびの面積とする。
いかだ台数	過去1年間の最大時のものとし、標準かご（0.45m×0.4m×0.15m）100つりを1台とする。
11月1日現在の漁業の海上作業の従事者数	11月1日現在（11月1日当日に漁業を営んでいない場合は、前10日位の期間で、平常の状態と見られる日）漁業に従事している人のうち、漁業の海上作業に従事している人数をいう。 なお、漁業に従事しない漁業協同組合の職員は、従事者数に含めない。

	また、10日以上前から休漁している漁業経営体については11月1日現在の漁業の海上作業の従事者数に含めない。
生活の本拠地	雇用者の生活の本拠地とは、以下のようなものをいう。 ア 本人も家族も同じところに住んでいればその所。 イ 本人が出稼ぎで家族と離れている場合は家族の住んでいる所。 ウ 一人世帯の者は、その住所のある所。
家族	家族には、以下のものを計上する。 ア 個人漁業経営体の場合は、家族従事者の人数。 イ 漁業協同組合及び漁業生産組合の場合は、従事した組合員の人数。 ウ 共同経営の場合は、出資従事者の人数。
同一市町村	生活の本拠地が、漁業経営体と同一の市町村に所在する場合をいう。
その他の県内	生活の本拠地が、漁業経営体と同一の市町村にはないが、同じ都道府県内にある場合をいう。
県外	生活の本拠地が、漁業経営体が所在する都道府県以外にある場合をいう。
うち、外国人	国籍が日本以外の人で、漁業経営体と雇用契約を結んで、漁業の海上作業に従事している外国人（海外基地での乗下船及び技能実習制度による外国人を含む。）とする。 なお、技能実習の外国人は漁業の従事者に含めるが、研修生は含めない。
過去1年間に「漁業の海上作業に従事した人」が最も多かった時期の人数	過去1年間に営んだすべての漁業を通じて、最も多くの人々が海上作業に従事した時期の海上作業に従事した人数をいう。 なお、漁業経営体と雇用契約を結んで、過去1年間に漁業の海上作業に従事している外国人は雇用者として扱う。
過去1年間に「漁業の陸上作業のみに従事した人」が最も多かった時期の人数	過去1年間に営んだすべての漁業を通じて、陸上作業のみを行った人が最も多かった時期の人数をいう。 なお、漁業経営体と雇用契約を結んで、過去1年間に漁業の陸上作業のみに従事した外国人は雇用者として扱う。
過去1年間の漁業従事日数	過去1年間に陸上作業も含めた漁業に従事したすべての日数をいう。

	なお、従事日数の数え方は以下のとおりである。 ア 従事日数は、漁業経営体として実日数で数える。複数の漁船で操業している場合、同日に何隻操業していても1日として数える。また、陸上作業と海上作業を同日に行った場合も1日として数える。したがって、365日を超えることはない。 イ 遊漁案内業は漁業として取り扱わないので、遊漁案内のみに従事した日数は漁業に従事した日数には含めない。 ウ 海上作業に従事した日数の数え方は次のとおりとする。 (ア) 日帰り操業は、1日のうちに2回以上出漁しても1日と数える。 (イ) 夕刻出漁し、翌朝帰港した場合は1日とする。 (ウ) 2夜以上に渡って出漁した場合は、出港日から入港日までを通算した日数とする。
過去1年間の漁獲物の販売金額	過去1年間に漁獲物又は海面養殖の収獲物を販売した金額をいう。 また、当該漁業経営体の販売金額が1万円に満たない場合には、1万円とする。 長期遠洋航海等で、漁獲物はあったものの販売をしていない場合は、販売金額に含めない。
過去1年間の漁獲物の出荷先	漁業経営体が過去1年間に漁獲物を出荷した出荷先をいい、漁業経営体が直接出荷した相手先とする。 なお、漁業経営体が漁業協同組合又は漁業協同組合以外の卸売市場を通じて量販店や生協に販売している場合は「漁協の市場又は荷さばき所」又は「漁協以外の卸売市場」を出荷先とする。 また、漁業経営体同士が漁獲物を一旦集めて消費地市場へ共同で出荷している場合は、漁業経営体個々に出荷先を「漁協以外の卸売市場」とする。
漁協の市場又は荷さばき所	漁業協同組合が開設している卸売市場又は、漁業協同組合の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁協以外の卸売市場	漁業協同組合以外が開設している卸売市場(中央卸売市場を含む。)へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者	スーパー(量販店を含む。)鮮魚商等へ出荷している場合をいう。
生協	生協へ出荷している場合をいう。

直売所	直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。
自家販売	自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。
その他	上記以外の場合をいう。
共同経営について	
出資金	出資金の総額をいう。 なお、現物出資の場合については、「出資金なし又は現物出資のみ」とする。
出資者の員数	個人の出資者のみで構成されている漁業経営体の出資者数をいう。 なお、現物出資のみの者も含める。
漁船・漁網の所有形態	漁船・漁網の所有形態をいい、二つ以上に該当するときは、主とするもの一つとする。 主とするものの判定は、評価額により行う。
共有	共同経営自身が所有する場合をいう。
もちより	出資者がそれぞれ持ち寄った場合をいう。
借入れ	他から借り入れた場合をいい、出資者に賃借料を払って借り入れた場合も含める。
その他	上記以外のいずれにも該当しない場合をいう。
収益	過去1年間の漁業収入から、漁業支出（出資従事者の見積み労賃を含む。）を差し引いたものをいう。 出資者が固定給をもらっている場合でも、過去1年間に収益がなかったときは収益なしとする。

(2) 会社、官公庁・学校・試験場調査票について

会社について

事業所

事業所とは、本社とは独立して生産活動を行い、経理・計算等の事務手続きを行っているものをいい、事務手続き等の一部しか行わない駐在所等は事業所とはしない。

注：便宜上、本社を社長宅とし、別に事務所を構えて生産活動を行っているものは、事務所を本社と見なす。

株式会社

株主で組織された有限責任会社のことをいう。

合資会社

有限責任社員（会社の債務につき、その出資額の限度内で責任を負う社員）と無限責任社員（自己の全財産で債務を支払うべき社員）とで組織される会社をいう。

合名会社

社員全体が会社の債務について、連帯無限の責任を負う会社をいい、家族企業的・個人企業的なものが該当する。

有限会社

合名会社と株式会社の中間的企業形態で、社員の有限責任を認めながら、設立や組織を簡易化し、社員の総数を50人以下に限定し、営業状態も一々公告する必要のない会社をいう。

11月 1 日現在の従業員数

漁業以外の仕事に従事した人もすべて含めた当該漁業経営体（本社又は事業所）の11月 1 日現在の従業員数をいう。

本社については、事業所を含めた従業員数ではなく、本社のみの従業員数をいう。

本社のみ

事業所も含めた会社全体の従業員数

本社及び事業者を含めた会社全体の11月 1 日現在の従業員数をいう。

常雇

常雇とは、雇用契約期間が 1 年以上の雇用者又は、特に雇用期間を定めていないが雇用契約期間が 1 年以上の雇用者をいう。

臨時雇

臨時雇とは、雇用契約期間が 1 か月以上 1 年未満の雇用者をいう。

日雇

日雇とは、雇用契約期間が 1 か月未満の雇用者をいう。

資本金	払い込み済み資本金をいう。 ただし、合資会社、合名会社及び有限会社については出資金をいう。
漁業の専業・兼業について	本社及び事業所を含めた会社全体の過去１年間の事業の状況をいう。
専業	漁業だけを営む会社をいう。
兼業	漁業と他の事業を営む会社をいう。水産加工業を営んでいる場合は兼業とする。
兼業のみ	
事業所の数	漁業経営体が持っている本社以外の事業所の数をいう。 このとき、一つの事業所で複数の事業を営んでいた場合は主に営んでいる事業の事業所数に計上する。
製造業	有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売りする事業をいう。
水産加工業	主として水産物を原料として行う製造業をいう。
その他	上記以外の製造業をいう。
卸売・小売業、飲食業	有体的商品を購入して販売する事業及び主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる事業をいう。
サービス業	個人又は事業所に対してサービスを提供する事業をいう。
その他	
冷蔵倉庫業	低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業をいう。
その他	上記以外の事業をいう。
自社用の冷凍・冷蔵工場数	会社が保有する寄託品を取り扱わない自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数をいう。

冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5kw）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。 なお、水産物を取り扱わない事業所、のりの冷凍網のみを保存する事業所及び水産物を短期間保存することを目的とした魚小売店等の冷蔵庫等は含まない。
寄託品	他（顧客）から委託を受けて水産物を保管している場合をいう。
子会社	子会社とは、漁業経営体が発行株式数、資本金又は出資金の50％を超えて出資している会社をいう。

（3）漁業従事者世帯調査票について

漁業関連産業に従事した人	自営業（年間15万円以上売り上げのあるもの）の場合は水産加工業に従事した人をいう。また、雇われの場合は水産加工場、水産物冷凍・冷蔵工場、産地魚市場、漁業協同組合直営の水産物直販店に従事した人をいう。
兼業について	個人漁業経営体では、自営漁業だけを営む世帯を専業（自営漁業専業）とし、それ以外の仕事（漁業雇われを含む。）はすべて兼業という捉え方をしているが、漁業従事者世帯では、仕事としては漁業雇われ又は共同経営に出資従事した世帯員だけからなる世帯を専業（漁業雇われ専業）とし、それ以外の仕事（29日以下の自営漁業を含む。）はすべて兼業という捉え方をしている。
家としての主な兼業種類	満15歳以上の世帯員が過去1年間に従事した仕事（漁業雇われ又は共同経営に出資従事を除く。）で該当したもののうち、過去1年間の収入が最も多い兼業種類をいう。
家として漁業雇われ又は共同経営とそれ以外の兼業の主従関係	
漁業に雇われて又は共同経営が主	過去1年間の漁業に雇われて又は共同経営に出資従事して得た労賃収入の合計額と、過去1年に従事した兼業種類すべてを合わせた年間の収入を比べ、漁業に雇われて又は共同経営に出資従事して得た労賃収入が多い場合をいう。

漁業に雇われて又は共同経営に従	過去 1 年間の漁業に雇われて又は共同経営に出資従事して得た労賃収入の合計額と、過去 1 年に従事した兼業種類すべてを合わせた年間の収入を比べ、漁業に雇われて又は共同経営に出資従事して得た労賃収入が少ない場合をいう。
家として漁業に雇われて又は共同経営に出資従事して得た労賃収入	過去 1 年間に、漁業に雇われて又は共同経営に出資従事して得た労賃収入の合計額をいう。

(4) 漁業管理組織調査票について

組織の概要

参加漁業経営体数	調査期日現在、漁業管理組織に参加している漁業経営体数をいう。
参加漁業経営体の所在する地区範囲	調査期日現在、漁業管理組織に参加している漁業経営体が所在する範囲をいう。 なお、1 漁業地区が 1 市区町村と同一範囲の場合は、「1 漁業地区内」ではなく「1 市区町村内」とする。
漁業管理を開始したときの状況（新規出現客体のみ）	2003 年漁業センサスにおいて新たに出現した漁業管理組織の漁業管理を開始するに至った契機をいう。
漁獲量減少への対応	水産資源の減少、漁獲努力量の過剰、漁場環境の悪化等による漁獲量の減少に対応するものをいう。
漁業資源の維持管理	漁獲量の減少は顕著となっていないが、資源状況の悪化を防ぐこと又は資源量の増加を図ることを目的としたものをいう。
漁場競合の排除	異なる漁業種類・魚種間での漁場競合の排除を目的としたものをいう。
漁業者間の競争排除	漁業者間の競争的漁業操業によりもたらされる過剰な漁獲努力、漁業への過剰な投資を排除することを目的としたものをいう。
漁場の有効利用	漁場を効率的に利用することを目的としたものをいう。

漁場利用の均等化	同一漁場で操業する漁業者が、平等・公平に漁場を利用できることを目的としたものをいう。
その他	上記以外の契機により管理を開始したものをいう。
漁業管理	
漁業資源の管理内容	過去5年間（平成10年1月1日から平成14年12月31日まで）の通常の時期に行った漁業資源の管理の内容をいう。 ただし、試験的に行ったものや、継続性の無いものは除く。
資源量の把握	漁場内の資源量を把握するために、魚介類等の生育状況等を実際に調査している場合、過年次の漁業操業における漁獲量、出漁日数、漁船漁具の規模等のデータを用いて資源量の解析を行っているものをいう。 なお、数値的根拠がないものは含めない。
漁獲（収獲）枠の設定	適正な漁獲量を算出し、魚種別又は漁業種類別に総漁獲量を取り決めているものをいう。 また、海面養殖にあっては、漁場環境の変化等を防ぐ観点から養殖施設の総設置数を取決めているものも含む。
漁業資源の増殖	資源を維持・増大するために、種苗の中間育成、種苗放流等を行っているものをいう。
その他	上記以外の漁業資源の管理を行っているものをいう。
漁場の管理内容	過去5年間（平成10年1月1日から平成14年12月31日まで）の通常の時期に行った漁場管理の内容をいう。 ただし、試験的に行ったものや、継続性の無いものは除く。
漁場の保全	油濁・赤潮の防止対策、公害対策、漁場汚染の防止対策等、漁場環境を漁業資源の生育に適する状態に保つための措置等を講じたもの及び漁場環境の調査を行ったものをいう。
漁場の造成	魚礁の設置、築磯・干潟の造成、産卵場・育成場の造成、藻場・海中林の造成、作れい等により漁場としての利用価値向上を図ったものをいう。
漁場利用の取決め	禁漁区の設定、操業区域の制限、漁場利用の輪番制、輪採制、海面

	養殖における養殖規模の制限（組織が個々の経営体を制限しているもの）等漁場利用に関して組織内で取決めを行ったものをいう。
漁場の監視	漁場における操業秩序の維持又は密漁防止のため、漁場の監視を行ったものをいう。
その他	上記以外の漁場の管理を行っているものをいう。
漁場の管理内容	過去５年間（平成10年１月１日から平成14年12月31日まで）の通常の時期に行った漁獲管理の内容をいう。 ただし、試験的に行ったものや、継続性の無いものは除く。
法制度による規制	都道府県漁業調整規則をはじめとする各種漁業に関する法制度に基づいて、漁獲の管理を行ったものをいう。
自主規制	法制度による規制とは別に、組織が独自に定めた取決めに基づいて、漁獲の管理を行っているもの及び法制度に基づく規制を自主的に強化しているものをいう。
漁期の規制	操業期間を定めて、採捕を規制しているものをいう。
漁法の規制	特定の漁法を禁止する等の規制を行っているものをいう。
漁船隻数の規制	漁業種類別、漁期別等に漁船隻数の規制を行っているものをいう。
漁船トン数・馬力数の規制	漁船トン数や馬力数の上限を定めているものをいう。
漁具の規制	漁網の目合規制、特定の漁具の使用禁止等の規制を行っているものをいう。
出漁日数の規制	年間又は漁期間の出漁日数、禁漁日等を定めているものをいう。
操業時間の規制	１日当たりの操業時間、操業開始時刻等を定めているものをいう。
操業人員の規制	漁業に従事する者の人数、性別、年齢、経験年数等を制限しているものをいう。
漁獲（収獲）サイズの規制	採捕又は出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を規制しているものをいう。

漁獲量（収獲量） の規制	年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁労体当たり漁獲量を規制しているものをいい、海面養殖にあつては、1経営体当たりの収獲量を規制しているものをいう。
その他	上記以外の漁獲の管理に関する規制を行っているものをいう。
費用総額	過去5年間（平成10年1月1日から平成14年12月31日まで）の通常 の時期に行った漁業管理の内容すべてに対する管理に要した費用の総 額をいう。 なお、制度的補助金を交付されている漁業管理組織については、必 ず当該補助金を含めて記入する。複数の漁業管理組織が同一の事業に より補助金を受けて行った管理がある場合には、各漁業管理組織が受 けた補助金とし（分離ができない場合には、実参加漁業経営体数によ り按分する。）、補助金の二重計上をしないようにする。
費用総額のうち、参 加経営体負担額	費用総額のうち、過去5年間に漁業管理組織に参加している経営体 が負担した費用をいう。
費用を負担した実経 営体数	過去5年間に費用を負担した実経営体数をいう。
制度的補助金の有無	過去5年間の国、県等からの制度的補助金の有無をいう。 制度的補助金とは、法制度・事業に基づき、国や地方公共団体から 補助金を交付されている場合の補助金をいう。
組織内の漁業種類間 の調整	漁業管理組織内において、参加経営体間の所得の均等を図るため、 営む漁業種類の組合わせ制限、着業制限等を行っているものをいう。
漁業地区内の他の漁 業種類との調整	同一漁業地区内に所在する、漁業管理組織が管理していない漁業種 類を営む経営体（組織に参加している経営体が営む場合も含む。）又 はその団体との間で、当該漁業管理組織が漁業管理を行うのに必要な 調整を行っているものをいう。
他の漁業地区・市町 村等との調整	異なる漁業地区に存在し、漁業管理組織が管理する漁場内において 漁業を営む経営体又はその団体、若しくは漁場は異なっても同一魚種 を対象として漁業を営む経営体又はその団体との間で、当該漁業管理 組織が漁業管理を行うのに必要な調整を行っているものをいう。
遊漁との調整	漁業管理を行うに当たって、遊漁者又はその団体との漁場利用の競

	合によるトラブル等を防止するため、遊漁者又はその団体と組織との間で協定の締結、申し合わせを行っているものをいう。
組織内の漁業種類間の調整	漁業管理組織内において、参加経営体間の所得の均等を図るため、営む漁業種類の組合わせ制限、着業制限等を行っているものをいう。
文書を配布	取決めにに関する文書を参加経営体に配布することにより周知を行っている場合をいう。
掲示板等に掲示	取決めにに関する文書を掲示板等の目に付きやすい場所に掲示することにより周知を行っている場合をいう。
文書の保管	取決めにに関する文書の配布・掲示等を行わず、漁業管理組織の事務局等で文書を保管している場合をいう。
罰則	漁業管理に関する取決めに違反したときに対して罰則がある場合をいう。
操業停止	一定期間操業停止処分とするものをいう。
罰金	罰金を徴収するものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
文書	文書化されている場合をいう。
漁獲物の販売状況	
販売の形態	漁業管理組織が管理している魚種の販売形態をいう。
共同販売のみ	すべての漁獲物を組織を通じて販売したものをいう。
共同販売が主	個人販売より共同販売での販売金額の方が大きいものをいう。
個人販売が主	共同販売より個人販売での販売金額の方が大きいものをいう。
個人販売のみ	すべての漁獲物を個人で販売したものをいう。
主な決済方法	漁獲物の販売金額の決済方法に対する過去 1 年間の決済金額が最も大きいものをいう。

個人決済	経営体が、個人の裁量で決済するものをいう。
プール計算	組織に参加している経営体の漁獲金額を組織で一つのものとして決済するものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
プール計算	組織に参加している経営体の漁獲金額を組織で一つのものとして決済するものをいう。
漁業管理を開始した以降の取組	漁獲物の出荷段階における漁業管理組織としての取組の内容をいう。
活魚操業	漁獲物を活魚で販売することを目的として操業しているものをいう。 活魚とは、貝類以外の漁獲物を水槽等により活かして水揚げし、活着している状態（泳ぎ）で販売したものをいう。
品質対策	魚体を傷つけない漁法の導入、船上凍結、市場に合わせた水揚げ時間の調整等、漁獲物の品質（鮮度）向上を目的として操業しているものをいう。
前処理・加工	漁業管理組織が一括して漁獲物の前処理（ヒレ・ワタ抜き、切り身、パック等）加工を行っているものをいう。 なお、前処理・加工を行って出荷するよう参加経営体に指示しているものも含む。
販路の開拓	漁業管理組織が市場流通とは別の販売ルートを開拓しているものをいう。
輸送対策	漁業管理組織が独自の輸送ルートを開拓、確保しているものをいう。
漁業管理の効果	漁業管理の効果があった漁業管理組織に対する効果の内容をいう。 なお、調査期日現在で、漁業管理の効果がはっきりと判断できないものについては含めない。
漁獲量の安定	好漁、不漁の波が減少し、漁獲量が安定したものをいう。
漁業経費の節減	漁業者間の過当競争が排除されることに伴い、漁船漁具、操業等の

	経費が節減されたものをいう。
所得格差の縮小	漁場、資源利用の平等化により、漁業者間の所得格差が縮小したものをいう。
漁業経営の安定	漁獲量、魚価等の変動が緩和され、漁業経営が安定したものをいう。
魚価の安定	水揚量の増減等によって不安定であった魚価が、安定的に推移するようになったものをいう。
漁獲金額の増大・維持	水揚量の増大又は魚価の上昇等により、漁獲金額が増大・維持したものをいう。
操業秩序の維持	競争的な漁業が排除され、操業秩序が維持されるようになったものをいう。
その他	上記以外の効果がみられたものをいう。

(5) 海面漁業地域調査票について

生産条件	
藻場	アマモ、ガラモ等の海藻が繁茂し、陸上の森林の様相を呈するものをいい、その面積が1 ha以上のものを対象とする。
干潟	日常干潮帯に露出する砂泥平底で、干潮時における平均的な面積が1 ha以上のものを対象とする。
天然	人為的造成がまったく行われていないものをいう。
人工	人為的造成によるものをいう。 また、一部でも人為的造成部分がある場合は、人工とする。
植樹活動	森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。 ただし、保安林として指定された魚付き保安林は除く。 また、保育作業とは、植栽を終了してから伐採までの間に、樹木の生育を助け健全な森林を造成するために行う下刈り、つる切り、除伐及び間伐等を行うことをいう。

	なお、地区の住民であっても職業として造林を行ったものは除く。
魚付き林の造成	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた海岸林を造成することをいう。
海浜部清掃活動	環境保全の観点から漁業地区の周辺部で住人及び漁業者が個人ではなく集団で行った清掃活動をいう。 なお、地区周辺部の住民であっても職業として清掃活動を行ったものは除く。
加工場の排水等に関する協定	過去１年間に於いて、漁場の水質保全を目的として、漁業協同組合と加工場との間で締結される加工場から出る排水や廃棄物に関する協定をいう。
合成洗剤不使用の取組	過去１年間に於いて、漁場の環境保全を目的として、活動主体の如何を問わず、地区の住民及び漁業者が団体で行った合成洗剤を家庭で使用しない取組をいう。
漁業系廃棄物	漁業生産活動による老朽・破損等により生じた廃棄物のうちＦＲＰ船、漁具・漁網、魚箱及び漁獲物の残滓^{ざんし}のことをいう。 なお、この場合における漁業生産活動とは、漁業者による収獲、生産、出荷に係る活動のことをいう。
ＦＲＰ船	船殻の主要部である外板等にＦＲＰ（強化プラスチック）を用いている漁船をいう。
漁具・漁網	ナイロン、プラスチック等の化学製品又は金属を材料とする漁具・漁網をいう。
魚箱	水揚げ、出荷等に使用する発泡スチロール、プラスチック等の化学製品を材料とする魚箱をいう。
漁獲物の残滓 ^{ざんし}	出荷前の選別・処理段階で排出される雑魚、魚の内臓、貝殻及び養殖のへい死魚をいう。
処理主体	漁業者が直接持ち込んでいる又は漁業者から直接回収している漁業系廃棄物の処理主体をいう。 なお、漁業者個人で処理したもの、不法投棄のものは調査対象外とし、当該漁業地区内で生じた漁業系廃棄物の処理実績がない場合につ

	いては対象外とする。 例：漁業者から出た漁業系廃棄物を漁業協同組合が回収し、民間業者に処理を委託している場合の処理主体は漁業協同組合とする。
地方公共団体	地方公共団体（第3セクターを含む。）又はその外郭団体が運営する処理施設が処理するものをいう。 また、地方公共団体が民間業者に処理を委託している場合もここに含める。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び漁業生産組合の運営する処理施設が処理を行うものをいう。 また、漁業協同組合が民間業者に処理を委託している場合もここに含める。
民間業者	民間の廃棄物処理業者が処理を行うものをいう（廃棄物回収業者や造船所で処理する場合も含める。）。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
漁業権放棄	漁業地区の地先海面の共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の区域内で、過去5年間（平成10年1月1日から平成14年12月31日まで）に漁業権放棄に関する契約の調印が行われたものをいう。
原因	
埋め立て	地先海面の埋め立てのため、漁業権を放棄した場合をいう。
港湾・漁港の建設	港湾・漁港の建設又は増設によって漁業権を放棄した場合をいう。 なお、港湾・漁港の建設又は増設に伴い地先海面を埋め立てた場合は、「埋め立て」とする。
その他	上記のいずれにも該当しない場合をいう。
漁業権放棄面積	過去5年間の調印した年次に対する漁業権を放棄した実面積をいう。
埋め立ての原因	平成10年1月1日から平成14年12月31日までの5年間に埋め立てが完了したものの原因をいう。

港湾・漁港の建設	港湾・漁港の建設又は増設のための地先海面の埋め立てをいう。
工業用地造成	工業用地造成のための地先海面の埋め立てをいう。
宅地造成	宅地造成のための地先海面の埋め立てをいう。
道路建設	道路建設のための地先海面の埋め立てをいう。
その他	上記のいずれにも該当しない場合をいう。
遊漁者	レクリエーションを目的として、海面において水産動植物を採捕する者のうち、遊漁案内業者を利用した者をいう。
遊漁案内業者	漁業者、漁業者以外に関わらず、遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁案内船等を使用して遊漁者を漁場に案内する業務（船釣り、瀬渡し等）や潮干狩り、観光地びき網、磯釣り等の業務を行うものをいう。 なお、遊漁者を遊漁案内業者に斡旋する業務及び遊漁案内業者に雇われて従事した者は遊漁案内業者とはしない。
磯場	一般的に「磯」と呼ばれている岩石の多い波打ち際で遊漁（磯釣りなど）が行われている場合をいう。
砂浜	砂地の海岸において遊漁（投げ釣りなど）が行われている場合をいう。
岸壁	漁船等を係留させ、漁獲物の陸揚げ、漁業生産用資材の積下ろし等の作業を行うために、水際に築造する構造物上で遊漁が行われている場合をいう。
堤防	外海からの波浪を遮り、漂砂や潮汐流の影響を防ぎ、港内を静穏に保つために設置される構造物上で遊漁が行われている場合をいう。
防波堤	海水の浸入を防ぐため海岸に沿って築造される土石・コンクリートなどの構築物上で遊漁が行われている場合をいう。
受け入れ態勢の整備	
海釣り公園	駐車場やトイレ等の利用施設が整備され、海釣りができる公園をいう。

釣り 筏 ^{いかだ}	海面に敷設された 筏 ^{いかだ} を用いて海釣りができる施設をいう。
その他	海釣り公園、釣り 筏 ^{いかだ} 以外のものをいう。
船釣り	船上で釣り（ひきなわ釣を含む。）を行った者をいう。
磯・浜釣り	磯場・砂浜において釣を行った者をいう。
岸壁・堤防釣り	岸壁・堤防・防波堤で釣りを行った者をいう。
潮干狩り	干潟で採貝を行った者をいう。
漁業者との協定	漁業者（団体を含む。）との間で協定が締結されている場合をいう。 なお、口頭によるものなど、協定の内容が文書、看板等により明示されていないものは対象外とする。
協定の内容	
漁港利用	遊漁船、ヨット等が漁港を利用する場合の取決め（係留場所、隻数制限等）をいう。
漁場利用	漁場内で行う区域、時間等に関する取決めをいう。
採捕	水産動植物の採捕に関する取決め（採捕量制限、禁漁等）をいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
実行の確認	協定が締結されている場合、それを遵守しているか否かを確認する者の有無をいう。
遊漁案内業者数	過去１年間に遊漁案内業を営んだ業者数をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法に基づく漁業協同組合が遊漁案内業を営んだ者をいう。
漁業者	海面において販売を目的として漁業を営んでいる者が遊漁案内業を営んだ者をいう。
船宿	宿泊施設の有無に関わらず、船を仕立て、遊漁者を漁場に案内することを業とする者をいう。

	ただし、漁業者が船宿を兼業する場合は、漁業者とする。
その他	上記のいずれにも該当しない場合をいう。
遊漁案内に使用した船	漁業地区内の遊漁案内業者が、過去１年間に遊漁案内に使用した船をいう。 ただし、遊漁者へ貸し出すための船は除く。 なお、係留施設を必要としないゴムボート、カヌー等は含めない。
釣船	遊漁者に、船上で釣により魚類その他を採捕させる船をいう。
瀬渡し船	釣等により魚類その他の水産動植物を採捕する遊漁者を漁場となる場所へ運ぶ船をいう。
その他	上記のいずれにも該当しない場合をいう。
活性化の取組	
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
漁村体験	食品加工、郷土料理の実習、マリンレジャー、ホエールウォッチング等の体験ができる漁村滞在型余暇活動（ブルー・ツーリズム）をいう。
漁業体験及び漁村体験の実施主体	漁業者個人が行ったものは除く。
都道府県	都道府県（第３セクターを含む。）が実施主体となって行われたものをいう。
市区町村	市区町村（第３セクターを含む。）が実施主体となって行われたものをいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法に基づく漁業協同組合が実施主体となって行われたものをいう。
観光協会	観光協会が実施主体となって行われたものをいう。 ただし、地方自治体が運営する観光協会については、都道府県又は市区町村に含める。

旅行者（民間会社）	旅行者が実施主体となって行われたものをいう。 旅行者とは、運送又は宿泊等のサービスの提供について、提供者又は旅行者のいずれか一方を代理して契約を締結する等の行為を行う業者をいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
魚食普及活動	漁業地区内において、水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
魚食普及活動の実施主体	
都道府県	都道府県（第3セクターを含む。）が実施主体となって行われたものをいう。
市区町村	市区町村（第3セクターを含む。）が実施主体となって行われたものをいう。
漁協	
婦人部	漁業協同組合内の婦人部（女性部）が実施主体となって行われたものをいう。
その他	漁業協同組合又は漁業協同組合内の婦人部（女性部）以外の部会等が実施主体となって行われたものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
海洋性レクリエーション	海上、海浜若しくは海浜に隣接する後背地で行われるレクリエーションのことをいう。 なお、施設が複数の漁業地区にまたがって存在するものは、それぞれの漁業地区に計上する。
海水浴場	公的機関又は団体等が指定するもののうち、トイレ・シャワー等の施設を備えているもの（海の家等で利用できるものを含む。）をいう。

マリンスポーツ場	サーフィン、ボードセーリング、水上スキー、水上オートバイ、ダイビング等を行うため海面の一定水域を区切り、区域の表示、海水浴場・漁場との分離、監視員の設置等の管理を行っているものをいう。 なお、大会や催し物の開催期間のみマリンスポーツ場として使用し、それ以外は海水浴場等となっているものは対象外とする。
キャンプ場	海浜若しくは海浜に隣接する背後地に設置されたトイレ・水道等の施設を備えているものをいう。（山林間部のオート・キャンプ場等は除く。）
水産物直販店	地方公共団体、漁業協同組合（漁業協同組合連合会、漁業生産組合を含む。）及び第3セクターが管理運営しているものであって、地元産の生鮮魚介類、水産加工品等を観光客等に販売するための施設をいう。 なお、屋根付きの固定された店舗（構造は問わず、プレハブ等を含める。）で常設のものを対象とする。
民宿	旅館業法で定められている簡易宿所（宿泊する場所を多人数で共用する構造及び施設を設けるもの。）をいう。 ただし、カプセルホテルは対象外とする。
マリーナ	ヨット・モーターボート等の係留（陸上保管施設を含む。）を目的として建設された港（公共、民間は問わない。）をいう。
祭り・イベントの種類	
定期市	地域振興や活性化を図るため、地域の特色を生かした地場産品販売を行う朝市、日曜市等一定の期間をおいて開催される市をいう。
伝統行事・祭り	地域を単位として取り組まれている郷土の伝統行事や祭り等、神事や仏事及び慣例的な儀式として行われているものをいう。
民宿	旅館業法で定められている簡易宿所（宿泊する場所を多人数で共用する構造及び施設を設けるもの。）をいう。 ただし、カプセルホテルは対象外とする。
その他のイベント	上記以外の地域振興や活性化を図るために開催されるイベントをいう。

うち、交流志向	実施主体が漁業地区外からの参加を募ることを目的として、ＴＶ・新聞等による呼びかけ、観光パンフレット・インターネットのホームページへの掲載等によるＰＲ活動を行っているものをいう。
祭り・イベントの実施主体	
都道府県	都道府県（第３セクターを含む。）が実施主体となって行われたものをいう。
市区町村	市区町村（第３セクターを含む。）が実施主体となって行われたものをいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法に基づく漁業協同組合が実施主体となって行われたものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
集落の状況	
社会教育施設の整備状況	
集会場・公民館	地域住民の会合等に利用するため設置した施設をいう。
伝統文化展示施設	都市や他地域の住民に当該地域の生活風土、歴史、文化等を紹介するため、地域の伝統的な生活用品、漁具等を展示した施設及びそれに附帯する施設をいう。 また、建物の一部を利用している場合も含める。
その他の文化施設	地域住民の文化活動に利用するために設置した施設で、文部科学省の社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第３条第６項～第10項に規定するものをいう。 これには、図書館、博物館、博物館相当施設、青少年教育施設及び婦人教育施設が含まれ、運動広場、体育館等の社会体育施設は含まれない。
保育所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条による児童福祉施設のひとつで、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。

学童保育	児童福祉法第6条の2第7項による放課後児童健全育成事業により、共働き等により日中保護者が不在の家庭の小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えるための施設をいう。
し尿処理	
水洗	
公共下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
集落排水施設等	以下の種類の施設がある。 ア 漁業集落排水施設 水産庁の所管事業である漁業集落環境整備事業等に基づき、集落の衛生的な生活環境をつくるために設置されるものをいう。 イ 農業集落排水施設 農林水産省の所管事業（農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農業集落排水事業、農業集落排水統合補助事業、農業集落排水資源循環統合補助事業等）に基づき、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善等のために設置されるものをいう。 ウ コミュニティプラント 環境省の補助事業により、市町村が設置するし尿処理施設の一種で、計画処理人口が101人以上3万人未満の散在集落等に設置されるものをいう。
合併浄化槽	家庭の宅地内又は宅地周辺に家庭雑廃水の排水用に設置された吸水槽（貯留槽を含む。）をいう。
その他	上記以外の浄化施設に直接排出しているものをいう。
汲み取り	市区町村等の団体や個人業者が汲み取りを行うものの他、ほ場還元等自家で処理を行っているものを含む。 また、水洗の形態をとっているものでも、実際は公共下水道等の浄化施設を使用せず、汲み取っているものも含む。
家庭雑廃水	家庭雑廃水とは、各家庭から排出される台所、洗濯及び風呂等の廃水をいう。し尿処理はここに含まない。

公共下水道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同法第2条第5項に規定する都市下水路に排出している場合をいう。
農業用排水路・河川等に直接流す	河川法（昭和33年法律第79号）により指定されている河川の他、農業用の用水又は排水のための施設に排水している場合をいう。
階段付係船岸等	階段付係船岸、浮体式係船岸、クレーン付き係船岸等、乗下船や漁獲物の陸揚げ時等に女性や高齢者でも利用しやすい係船岸をいう。
夜間作業用の照明設備	荷捌き所等に整備されている夜間作業のために整備された照明施設をいう。
屋根付き岸壁	防風、防雨、防暑、防寒等を目的とした屋根が岸壁と一体的に整備されている岸壁をいう。
休憩施設	休憩・休息のための憩いの場として整備された施設をいう。
トイレ	男女別に入り口が設置されたトイレをいう。

〔内水面漁業調査に関する用語〕

1 調査対象に関する用語

内水面漁業	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿瀬湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	過去1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。
内水面養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。
内水面漁業地域	内水面漁業地域とは、内水面における漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域として農林水産大臣が定めるものをいう。

内水面漁業集落

内水面漁業地域の一部において、一定の地理的領域と社会的領域によって成立している地域社会をいう。

2 調査項目に関する用語

(1) 内水面漁業経営体調査票について

個人漁業経営体について

世帯員

ふだん世帯に住んでいる人をいう。

ふだん世帯に住んでいる人とは、生活の本拠がその家にある人をいい、具体的には以下のような人をいう。

ア 住居と生計を共にしている人（血縁又は姻せき関係にない人も含める。）

イ 出稼ぎ者、遊学者、療養者等で調査日現在家を離れている人のうち、不在期間が1年未満の人。

ウ 家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みのある人。

なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている人は、ふだん世帯に住んでいる人には含めない。

世帯の経済的中心者

その家の生計を支えている人をいう。したがって、必ずしも世帯の戸籍筆頭者や漁業従事者の中の中心的な働き手であるとは限らない。

自営漁業

自営漁業とは、以下のものをいう。

ア 自営単独で漁業を営んだもの。

イ 漁船、漁網を持ち寄って、他人と一緒に漁業を営んだもの。

ただし、共同経営は、自営漁業に含めない。

ウ 他人の所有する無動力船又は動力3トン未満の船にあいりして漁業を営んだもの。

なお、動力3トン以上の船にあいりした場合は、漁業雇われとなる。

自営農業

自営農業とは、その家の経営耕地面積が10アール以上、もしくは経営耕地面積に関係なく、過去1年間の農産物（養蚕、養畜、園芸を含む。）の販売金額が15万円以上のものをいう。

注：農繁期だけ臨時に手伝いに出る人は含めない。

その他の自営業	自営漁業及び自営農業以外で過去１年間に15万円以上の売り上げのあった自営業をいう。
漁業関連自営業	ここでの漁業関連自営業は、以下のものに限定する。 ア 水産加工業 水産動植物を主たる原料とする加工製造業をいい、水産動植物を自家以外から購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用し、加工製造するものをいう。 なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。 イ 遊漁案内業 漁業者、漁業者以外に関わらず、遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁案内船等を使用して、遊漁者を漁場に案内する業務（船釣り、瀬渡し等）や潮干狩り、観光地びき網、磯釣り等の業務を行うものをいう。 なお、遊漁者を遊漁案内業者に斡旋する業務は遊漁案内業とはしない。 また、遊漁案内船に雇われた場合は、遊漁案内業とはせずに、「雇われのその他」とする。 ウ 旅館、民宿、飲食店、釣堀 自家の漁獲物及び収獲物を用いる旅館、民宿、飲食店、釣堀をいう。 なお、自家の漁獲物及び収獲物を用いない旅館等は、「その他」とする。
その他	自営漁業、自営農業及び漁業関連自営業以外の自営業をいう。 なお、海面漁業を自営していた場合、その販売金額が年間15万円以上であれば、「その他自営業」として取り扱う。
雇われ	賃金報酬を得ることを目的として、内水面漁業経営体に雇われて内水面漁業に従事した人が該当する。
漁業雇われ	漁業雇われには、以下のような人が該当する。 ア 他人の営む漁業経営体に雇われて漁業に従事した人。 イ 共同経営に従事している人（出資して従事している人も含む。） ウ 漁業協同組合あるいは漁業生産組合の組合員で、当該組合が営む漁業に従事した人。 エ 動力３トン以上の漁船に「あいのり」して漁業に従事した人。

その他	なお、海面漁業に雇われた場合は、雇われ「その他」に該当する。 漁業以外の仕事に雇われて従事した人が該当する。
過去１年間に従事した仕事のうち主な仕事	過去１年間に従事した仕事のうち、従事した日数が最も多かったものをいう。
自営漁業	「自営漁業」に該当した人のみを対象とする。
自営漁業に従事した日数	過去１年間に湖沼漁業（採捕又は養殖業）の湖上作業に従事した日数（陸上作業は含まない。）及び湖沼以外の内水面で内水面養殖業に従事した日数をいう。 ア 湖上作業に従事した日数の数え方は以下のとおりである。 （ア）同一経営体の保有する漁船が１日のうちに２回以上出漁しても１日と数える。 （イ）１日のうちに、湖沼漁業と養殖業の両方に従事しても１日と数える。 また、従事した養殖業が湖沼以外で行われている場合は、湖上作業従事日数と養殖業従事日数の合計日数とする。 （ウ）夕刻出漁し、翌朝帰港した場合は１日とする。 したがって、漁業従事日数が３６５日を上回ることはない。 イ 湖上作業とは、次の作業をいう。 （ア）漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。 （イ）定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上におけるすべての作業及び岡見。 注：岡見とは、定置網に魚が入るのを見張ることである。 （ウ）地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業。 （エ）漁船を使用しない採貝、採藻や潜水して貝等を採る作業。 （オ）養殖では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上におけるすべての作業。 ただし、真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合は除く。 ウ 陸上作業とは、次の作業をいう。 湖上作業としなかった前記貝掃除作業等、漁船・漁網等の生産手段の修理・整備、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業並びに漁業に関する経理・計算事務をいう。 また、停泊中の漁船上で漁網等の修理を行った場合も陸上作業に

	含める。
湖沼漁業の陸上作業に従事した人	営漁業に従事した人のうち、湖沼漁業の陸上作業に従事した人をいう。
営漁業の経営主	営漁業の経営に責任をいい、具体的には以下の人をいう。 ア 経営の意思決定（漁船等の機器購入の決定、出漁計画の策定、養殖業種の決定、販売方法の決定）を行う人。 イ 経営活動の結果としての損益の帰属先である人。
営漁業の後継者	過去１年間に営漁業に従事した人のうち、将来自営している漁業の経営主になる予定の人をいう。
家としての主な兼業種類	満15歳以上の世帯員が過去１年間に従事した仕事（営漁業を除く。）で該当したものうち、過去１年間の収入が最も多い兼業種類をいう。
家としての営漁業とそれ以外の兼業の主従関係	
営漁業が主	過去１年間の営漁業収入と、世帯員が過去１年間に従事した営漁業を除くすべての仕事を合わせた収入を比べ、営漁業収入が多い場合をいう。
営漁業が従	過去１年間の営漁業収入と、世帯員が過去１年間に従事した営漁業を除くすべての仕事を合わせた収入を比べ、営漁業収入が少ない場合をいう。
湖沼漁業について	
販売金額１位の漁業種類	営んだ漁業種類のうち、過去１年間の漁獲物及び収獲物の販売金額が最も多かったものをいう。 ア 営んだ漁業種類が１種類の場合は、その漁業種類とする。 イ ２種類以上の漁業種類を営んだ経営体で、漁獲物及び収獲物の販売金額が同額で販売金額による判定ができない場合は、従事日数の最も多い漁業種類とする。 ウ 販売金額がなかった経営体で営んだ、漁業種類が１種類の場合は、アに準じる。 また、営んだ漁業種類が２種類上の場合は、従事日数の多い方と

	する。
販売金額	漁獲物及び収獲物を販売した金額をいう。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含めない。 また、漁獲物及び収獲物を他の自営業の原料等として使用した場合は、以下のとおり取り扱う。 ア 個人漁業経営体が漁獲物及び収獲物を加工して販売した場合はその金額とする。 なお、団体経営体（会社等）で漁獲物及び収獲物を加工して販売した場合は、原料として用いた漁獲物及び収獲物を販売したものとみなし、漁獲物及び収獲物の見積り額をもって販売金額とする。 イ 旅館、民宿、飲食店、釣堀等の自営業に漁獲物及び収獲物を使用した場合も、販売したものとみなし、漁獲物及び収獲物の見積り額をもって販売金額とする。
漁業種類	
網漁業	
底びき網	投入した網を、漁船の動力、風力等により引き回して漁獲するもので、手繰り網、打た瀬網と呼ばれるものは、この底びき網に属する。琵琶湖の沖びき網はここに含める。
船びき網	投入した網を停止した漁船に引き寄せて漁獲するもので、一般に「船びき網」と呼ばれている。
刺網	漁獲対象魚種の遊泳通過するところをさえぎるように網を張り、網目に刺させたり、絡ませたりして漁獲するもので、一般に、わかさぎ刺網、こい・ふな刺網等のように対象とする魚種と併せて呼称するものが多く、他に小糸網、三枚網、柴手網と呼ばれるものなどがある。
定置網	一定の位置に網具を敷設し、これによって魚群の通り道を断ち、魚群を誘導し一挙に漁獲するもの。種類は非常に多いが、代表的なものとして張り網、ふくべ網、ます網、網えり（すだて）等があげられる。
投網	人力によって網を投げて風呂敷状に広げ、上方より一定水面を覆うことにより漁獲するもので、一般に投網（とあみ）と呼ばれている。
その他の網漁業	上記以外の網漁具を用いて行う漁業。

その他の漁業	
釣・はえ縄	一本の釣糸に1個又は数個の釣針をつけて目的魚を釣り上げるもの（釣）及び1本の幹縄に多数の枝縄をつけ、枝縄の先に釣針をつけて目的魚を釣るもの（はえ縄）。
採貝・採藻	貝類又は藻類を採るもの（底びき網によるものを除く。）。
籠類	竹す（簀）、金網等を籠状の形に整え、この籠の中に誘導された魚類、水産動植物の逃避を妨げる構造を有する漁具を使用するもので、うけ（筥）、うなぎ籠、たつべ等がある。
その他の漁業	上記以外の漁業（網漁業及び養殖を除く。）。
養殖業	
魚類養殖	魚類を網いけす又は網仕切り、築堤等によって造られた池の中で養殖するもので、養殖魚種はこいが多く、他に錦ごい、にじます、あゆ、うなぎ等が養殖されている。
その他の養殖	上記以外の養殖をいう。真珠養殖及び真珠母貝養殖は、ここに含める。
地方選定漁業種類	地方選定漁業種類欄は、地域統計の充実を図ることを目的として、漁業種類を都道府県別に独自に細分化したものである。
漁船について	漁業経営体が過去1年間に漁業生産のために使用した無動力船、船外機付船、動力船等を対象とする。 漁船の扱いについては以下のとおりである。 ア 「もちより操業」、「あいのり操業」の場合は、漁船を保有している漁業経営体だけに計上する。 (ア) 「もちより操業」とは、二人以上の者が自己所有の生産手段（漁船、漁網など）を持ち寄って操業するもののうち、生産手段の管理運営又は漁獲物の処理が各個人の責任で行われているものをいう。 (イ) 「あいのり操業」とは、自己所有の漁具・漁網を持って他人の漁船に乗り組んで操業し、漁獲物の処理は自己の責任において行われるものをいう。 イ 過去1年間に「代船建造」した場合は、被代船(古い方の船)は含め

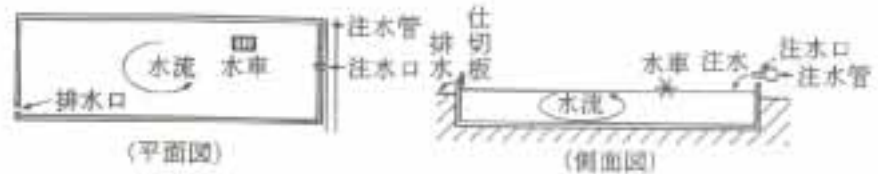
	ず、新たに登録した船だけを計上する。 なお、「代船建造」とは、従来と同一の漁業を行うために、それまで使用していた漁船（被代船）に代えて漁船登録を引き継ぐ新しい船の建造又は取得をいう。 ウ 無動力船を動力船に、あるいは、動力船を無動力船に改造した場合は、改造後の船を計上する。
無動力船	推進機関を付けない漁船のことをいう。
船外機付船	無動力船に取り外しのできる推進機関を付けた漁船をいう。複数の無動力船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合は、1隻を船外機付船とし、他は無動力船として計上する。
動力船	推進機関を船体に固定した漁船のことをいう。 なお、船内に機関を装備し、甲板端にプロペラを設置する船内外機については動力船に含む。
F R P 船	船殻の主要部である外板等にF R P（強化プラスチック）を用いている漁船をいう。
その他	船殻の主要部である外板等にF R P以外（木材、鋼鉄、アルミニウム等）を用いている漁船をいう。
通常の水産作業従事者数	過去1年間に、経営体が水産作業に従事した日の中で、通常の状態とみられる日の従事者数をいう。
家族	以下のとおりである。 ア 個人経営体の場合は、家族従事者の人数。 イ 漁業協同組合及び漁業生産組合が組合の事業として行った場合は、従事した組合員の数。 ウ 共同経営の場合は、出資従事者の人数。
雇用者	上記の家族以外の従事者とする。 したがって、会社及び官公庁・学校・試験場の従事者は、すべて雇用者となる。
過去1年間の漁獲物の販売金額	過去1年間に湖沼漁業の漁獲物（湖沼における養殖による収穫物を含む。）を販売した金額をいう。 また、当該漁業経営体の販売金額が1万円に満たない場合には、1万円とする。

販売金額 1 位の魚種	過去 1 年間に漁獲又は収獲した魚種のうち、販売金額が最も多かったものをいう。 ア 漁獲又は収獲した魚種が 1 種類の場合は、その魚種とする。 イ 漁獲又は収獲した魚種が 2 種類以上の経営体で、漁獲物又は収獲物の魚種別の販売金額が同額で販売金額による判定ができない場合は、漁獲量又は収獲量の多い魚種を販売金額 1 位のものとする。 ウ 販売金額がなく、かつ、漁獲又は収獲した魚種が 1 種類の場合は、アに準じる。 また、漁獲又は収獲した魚種が 2 種類以上の場合は、漁獲量又は収獲量の多い魚種とする。(イに準じる。)
内水面養殖業について	
過去 1 年間に営んだ養殖種類	過去 1 年間に営んだ養殖種類をいう。 ア 種苗用として養殖し、販売したものが食用として扱われた場合は、種苗用とするが、種苗用に養殖したものを販売せずに食用サイズまで養成し、販売した場合は食用養殖とする。 イ 養殖種類の「食用その他のます類」、「食用その他」、「種苗用ます類」及び「種苗用その他」に該当する具体的なものは以下のとおりである。 (ア) 「食用その他のます類」には、いわな、あまご、やまめ、ひめます、しなのゆきます等が該当する。 (イ) 「食用その他」には、はくれん、そうぎょ、れんぎょ、ちょうざめ、おにてながえび、ペヘレイ、もろこ、ぼら、なまず、たにし、どじょう、うしがえる(食用蛙)等が該当する。 (ウ) 「種苗用ます類」には、にじます、いわな、あまご、やまめ、ぎんざけ等の成魚に養成するための種苗用が該当する。 (エ) 「種苗用その他」には、「食用その他」に含まれる成魚に養成するための種苗用が該当する。 ウ 観賞用の「錦ごい」及び「きんぎょ」以外の水産動植物(熱帯魚、みどりがめ等)を養殖している場合は、「観賞用きんぎょ」とする。
販売金額 1 位の養殖種類	営んだ養殖種類のうち、過去 1 年間の収獲物の販売金額が最も多かったものをいう。 ア 営んだ養殖種類が 1 種類の場合は、その養殖種類とする。 イ 営んだ養殖種類が 2 種類以上の経営体で、収獲物の販売金額が同額で販売金額による判定ができない場合は、収獲量の多い養殖種類を販売金額 1 位のものとする。 ウ 販売金額がなく、かつ、養殖種類が 1 種類の場合はアに準じる。

	また、収獲物が２種類以上の場合は、販売金額が最も多いと見込まれる養殖種類を販売金額１位のものとする。（イに準じる。）
養殖池	養成池、稚魚池、収獲時の補助池等のことであり、水質浄化用の沈殿池、ろ過池等は含まない。 池数の数え方は以下のとおりである。 ア 池中養殖、ため池養殖及びその他の養殖の場合は、養殖の区画（コンクリート等で固定的に仕切られたものであって、漁網等の取り外し可能なものによる仕切りは除く。）ごとに一面とする。 イ 網いけす養殖の場合は、いけすの数とし、真珠養殖の場合は、区画漁業権の数とする。
養殖面積	ア 同一池で２種類以上の養殖種類を混養により行っている場合は、各養殖種類ごとの養成数量によって養殖面積を比例配分して１種類当たりの面積を算出する。 イ 同一池で時期をずらして２種類以上の養殖種類を営んでいる場合は、各養殖種類ごとの養成期間で養殖面積を比例配分して１養殖種類当たりの面積を算出する。 ウ 真珠養殖については、面積は養殖施設の設置された区画の面積とする。 エ 記入はアール（a）単位で行い、単位未満は四捨五入する。 なお、面積が１アールに満たない場合は１アールとする。 換算表は以下のとおりである。 (ア) １町＝100 a (イ) １反＝10 a (ウ) １畝＝１ a (エ) $1 \text{ m}^2 = 0.01 \text{ a}$、$100 \text{ m}^2 = 1 \text{ a}$ (オ) １坪＝0.033 a、100坪＝3.3 a
養殖方法	
池中養殖	養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。ため池、水田等を使用した場合でも、それ本来の目的がなくなり、養殖を目的として使用している場合は、池中養殖とする。
止水式	止水面で、水作り（プランクトンを適量発生させ、水の状況を良好にすること。）によって養殖を行うものをいう。 溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の流動のあるもの及び水質悪化を防止するための地下水あるいは河川水を注入しているものも含める。

養殖魚種は、比較的静穏な水面を生息域とするうなぎやこいが多く見られる。

池中養殖止水式の例



流水式

常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。

止水式との相違点は、注入している水に含まれる酸素量に依存して養殖していることである。

養殖魚種は、清流に棲むます類（にじます、いわな等）やあゆに多くみられる。

池中養殖流水式の例



循環式

一度養殖に使用した水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質にまで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。

施設は養殖池、沈殿池及びろ過池の3部分からなり、水はこの順序で流れる。

ため池養殖

かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利用して、養殖を行うものをいう。

網いけす養殖

湖沼、池、河川等の広い水面の一部に、竹束、ドラム缶、木樽等を浮きとし、竹、ビニール、鋼管等で形を整えた網いけすを、杭、錨、土俵等により固定して、その中で魚類等を養殖するものをいう。

その他の養殖

上記以外の養殖方法をいい、湖沼におけるいかだ式、はえ縄式、簡易垂下式等による真珠養殖及び真珠母貝養殖はここに該当する。

販売金額一位の養殖方法	営んだ養殖種類のうち、過去 1 年間の収獲物の販売金額が最も多かったものをいう。 ア 営んだ養殖種類が 1 種類の場合は、その養殖種類とする。 イ 営んだ養殖種類が 2 種類以上の経営体で、収獲物の販売金額が同額で販売金額による判定ができない場合は、収獲量の多い養殖種類を販売金額 1 位のものとする。 ウ 販売金額がなく、かつ、養殖種類が 1 種類の場合はアに準じる。 また、収獲物が 2 種類以上の場合は、販売金額が最も多いと見込まれる養殖種類を販売金額 1 位のものとする。(イに準じる。)
加温・保温施設	魚の成育を早める等の目的をもって、ヒーター、ビニールハウス等を用いて、養殖池の加温・保温を行う施設である。 なお、温泉水や工場等の温排水を使って加温している場合、パイプ等の中を通すことによって間接的に加温しているもの又は保温施設を備えているものは含めるが、温水を池中に投入しているだけのものは含めない。
種苗期	一般的にふ化後 3 ～ 4 か月程度までの幼魚期間をいう。
通常の養殖業従事者数	過去 1 年間に、経営体が養殖作業に従事した日の中で、収獲時、池替え等の特殊な時期を除いた通常の状態とみられる日の従事者数をいう。 養殖作業とは、給餌（調餌を含める。）、魚の選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業で、事務作業以外のものをいう。
用水の種類	販売金額 1 位の養殖種類において、通常使用している用水の種類のうち、用水量が最も多いものをいう。
湧水	地下水が、湧き出したものを利用するものをいう。
河川水	河川の水を利用するものをいう。
汲み上げによる地下水かんがい用水	地下水をポンプ等で汲み上げて利用するものをいう。 かんがい用に貯水されたため池、かんがい用ダム又はかんがい用水路から水をひいて利用しているものをいう。 なお、河川水をかんがい用水路で引いた場合を含む。
湖水	湖沼又はダム（かんがい用ダムを除く。）の水を利用しているものをいう。

温泉水	温泉水を養殖用水として直接利用しているものをいう。加温のためパイプ等に温泉水を通すような間接的な利用は除くこととする。
工場等の温排水	工場、発電所、焼却場等からの温排水を養殖用水として利用しているものをいい、温泉水と同じく間接的に利用しているものは含めない。
その他	上記以外の水を利用するものをいう。
浄化処理方法	販売金額 1 位の養殖種類において、使用した水を排出する際に、経営体個人又は共同で残餌、排せつ物等を取り除くための処理をいう。
ろ過装置	浄化処理を行うため、排水を流し、フィルター等を通過させることにより、浄化させる装置をいう。
その他	浄化処理を行うため、ろ過装置以外で浄化処理を行う施設をいう。 (既存の養殖池を沈殿池として利用し、浄化処理を行う場合も含む。)
種苗の調達方法・購入先	販売金額 1 位の養殖種類における養殖種苗の調達方法・購入先をいう。
調達方法	両方に該当する場合は調達量が多い方とする。
自家種苗	経営体自ら養成又は採捕しているものをいう。
購入先	購入先のうち最も購入額の多いものをいう。
試験研究機関	水産試験場、水産研究所等をいう。
収獲物の販売状況	販売金額 1 位の養殖種類において、その収獲物の販売先、委託先のうち、販売金額が最も多いものをいう。
漁協・農協	水産業協同組合法に基づく漁業協同組合、水産加工業協同組合、業種別協同組合及びそれらの連合会並びに農業協同組合法に基づく農業協同組合及び同連合会に出荷したものをいう。上記以外の組合に出荷した場合は「その他」に計上する。
問屋・小売商	水産物流通の仲介をする業者（問屋）及び消費者に小売する業者に販売したものをいう。

旅館・飲食業	旅館・飲食店に販売した場合及び収獲物を自営の旅館・飲食店で使用したものをいう。
水産加工業	水産加工業者に販売した場合及び収獲物を自営の水産加工業で使用したものをいう。
釣堀	釣堀を営む業者に販売した場合及び自営の釣堀で使用したものをいう。
養殖業経営体	収獲物を、他の養殖業経営体に種苗等として販売したものをいう。
家庭消費者	一般家庭に直接販売したものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
収獲物の販売形態	販売金額1位の養殖種類が食用養殖の経営体について、その養殖種類における収獲物の販売金額の最も多い販売形態をいう。
活魚	収獲物を生きたまま販売したものをいう。
鮮魚	活魚以外の生鮮形態で販売したものをいう。
加工品	缶詰、つくだ煮、冷凍品等の加工品で販売したものをいう。
その他	上記以外のもので、自営の飲食店等に収獲物を利用した場合を含む。

(2) 内水面漁業地域調査票について

生産条件	
えんてい 堰堤	水流をせき止めたり、調節したりするために、河川の途中や湖沼の出入口に設けられた仕切をいう。貯水、利水、発電、砂防等を目的とする堤高15m以上のダムであっても漁業権水面に隣接している場合は含む。
魚道	河川にダムやえんてい ^{えんてい} を築造する際、魚類の通路としてその一部に付随して設ける水路をいう。
魚礁・魚巢ブロック	河川・湖沼に自然石やコンクリートブロック等を人為的に投入し、あるいは設置された水産動植物の生息場をいう。

産卵場	水産動植物の産卵を行う場所として、禁漁区の設定、水性植物の保護・造成、河床の整備、浮産卵礁の設置及び堆積物の除去等を行っている区画をいう。
植樹活動	森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。 ただし、保安林として指定された魚付き保安林は除く。 また、保育作業とは、植栽を終了してから伐採までの間に、樹木の生育を助け健全な森林を造成するために行う下刈り、つる切り、除伐及び間伐等を行うことをいう。 なお、地区の住民であっても職業として造林を行ったものは除く。
魚付き林の造成	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた林を造成することをいう。
河川・湖沼の清掃活動	環境保全の観点から内水面漁業地域の周辺部で住民及び漁業者が個人ではなく集団で行った活動をいう。
種苗生産・放流の取組	種苗の採卵及びふ化を人工的に行ったり、水産生物の成育の適地に対象生物を放流し、資源の回復又は増殖を図る取組をいう。
中間育成の取組	人工的に採苗した魚貝類の稚仔魚を、生け簀、陸上の水槽などで、養殖・放流等それぞれの目的に適した大きさまで中間的に育成することをいう。
保護水面の管理	水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のための必要な措置を講ずべき水面として農林水産大臣が指定する保護水面を管理することをいう。 なお、法律に基づく保護水面でなくとも、保護すべき水面として何らかの管理を行っているものもここに含める。
産卵場の造成管理	水産動物の産卵を助け、産卵量を増大させるための産卵場所又は産卵に都合の良い施設を造成又は管理することをいう。
魚道の管理	内水面漁業地域にある魚道の管理作業を行うことをいう。

外来魚の駆除	ブラックバス類、ブルーギル等の外来魚の駆除作業を行うことをいう。
さく河性さけ・ます類	一生のうち、その一部を海洋で過ごし、産卵期に河川をさく河するさけ・ます類をいう。
陸封性さけ・ます類	一生の全部を内水面で過ごすさけ・ます類をいう。
遊漁	レクリエーションを目的として、内水面において水産動植物を採捕する行為をいう。
遊漁者	遊漁を行う者をいう。
友釣り専用区域	漁場等の利用調整を目的として、あゆの友釣りをするために設置した専用の場所・区域をいう。
フライフィッシング専用区域	漁場等の利用調整を目的として、ます、いwana等についてフライフィッシングをするために設置した専用の場所・区域をいう。
溪流釣場	駐車場やトイレ等の利用施設が整備され、河川に足場の設置等の安全性を向上させる施設・釣関連道及び魚の生息を促すための魚礁等がある場所をいう。
釣堀	魚類等を一定水面に放し、料金を取って遊漁者に当該魚種を釣らせるものをいう。
遊漁者への啓発・普及活動	
ポスター、パンフレットの作成	遊漁者等に対し、河川・湖沼における水産資源の保護や釣のマナーについてポスター、パンフレット等を作成し、利用の啓発・普及を図るための活動をいう。
講習会の開催	遊漁者等に対し、河川・湖沼における水産資源の保護、遊漁におけるマナー及び外来魚の取り扱いのルール、内水面漁業調整規則等、法律的な専門知識の向上を目的とした講習会の開催等の活動をいう。
その他の啓発・普及活動	上記以外で、釣教室の開催、作文、標語、絵画募集等の活動をいう。

活性化の取組

漁業体験	体験学習会、観光等の漁業体験をいう。
祭・イベント	内水面漁業地域に関連した地域振興、活性化の目的及び慣例的な行事として、定期的に行われているものをいう。
親水性レクリエーション	施設が複数の漁業地区にまたがって存在するものは、それぞれの漁業地区に計上する。
キャンプ場	湖沼又は河川に隣接する背後地に設置されたトイレ・水道等の設備を備えているものをいう。
水上スポーツ場	水上スキー、水上バイク、ラフティング等を行うため水面の一定水域を区切り、区域の表示、遊泳場、漁場との分離、監視員の設置等の管理を行うものをいう。
水産物直販店	地方公共団体、漁業協同組合及び第3セクターが管理運営しているものであって、地元産の生鮮魚介類、水産加工品等を観光客等に販売するための施設をいう。 なお、ここでいう地元産とは、当該内水面漁業地域で生産されたものをいう。
祭・イベント	内水面漁業地域に関連した地域振興、活性化の目的及び慣例的な行事として、定期的に行われているものをいう。
内水面漁業集落について	
社会教育施設の整備状況	
集会場・公民館	地域住民の会合等に利用するため設置した施設をいう。
伝統文化展示施設	都市や他地域の住民に当該地域の生活風土、歴史、文化等を紹介するため、地域の伝統的な生活用品、漁具等を展示した施設及びそれに付帯する施設をいう。 また、建物の一部を利用している場合も含める。

その他の文化施設	地域住民の文化活動に利用するために設置した施設で、文部科学省の社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第6項～第10項に規定するものをいう。 これには、図書館、博物館、博物館相当施設、青少年教育施設及び婦人教育施設が含まれ、運動広場、体育館等の社会体育施設は含まれない。
し尿処理	
水洗	
公共下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3項に規定する公共下水道をいう。
集落排水施設等	以下の種類の施設がある。 ア 漁業集落排水施設 水産庁の所轄事業である漁業集落環境整備事業に基づき、集落の衛生的な生活環境をつくるために設置されるものをいう。 イ 農業集落排水施設 農林水産省の所轄事業（農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農業集落排水事業、農業集落排水統合補助事業、農業集落排水資源循環統合補助事業等）に基づき、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善等のために設置されるものをいう。 ウ コミュニティープラント 環境省の補助事業により、市町村が設置するし尿処理施設の一種で、計画処理人口が101人以上3万人未満の散在集落等に設置されるものをいう。
合併浄化槽・簡易浄化槽	家庭の宅地内又は宅地周辺に家庭雑廃水の排水用に設置された吸水槽（貯留槽を含む。）をいう。
その他	上記以外の浄化施設に直接排出しているものをいう。
汲み取り	市区町村等の団体や個人業者が汲み取りを行うものの他、ほ場還元等自家で処理を行っているものを含む。また、水洗の形態をとっているものでも、実際は公共下水道等の浄化施設を使用せず、汲み取っているものも含む。
家庭雑廃水の処理	台所の雑水を直接流している場所をいう。

農業用排水路・
河川等に直接流す

河川法により指定されている河川の他、農業用の用水又は排水のための施設に排水している場合をいう。

〔流通加工調査に関する用語〕

1 調査対象に関する用語

魚市場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
市場の種類	
中央卸売市場	卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて、地方公共団体が水産物の卸売を行うため、農林水産大臣の指定する都市及びその隣接地に開場する市場をいう。 なお、中央卸売市場は、名称中に「中央卸売市場」という文字を用いている。
地方卸売市場	卸売市場法に基づいて、都道府県知事の許可を受けて開設される市場をいう。 なお、地方卸売市場は、名称中に「地方卸売市場」という文字を用いている。
その他	上記以外の魚市場をいう。
開設者の種類	
地方公共団体	都道府県及び市区町村をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合をいう。
漁協連合会	水産業協同組合法に規定する漁業協同組合連合会をいう。
会社	商法（明治32年法律第48号）及び有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づき会社として登記されたものをいう。 なお、会社に該当するものは、名称中に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」又は「合資会社」という文字を含む。
個人	個人が市場を開設している場合をいう。
水産物卸売業者	魚市場において、過去1年間に出荷者から卸売のため水産物の販売委託を受け、又は買い受けて、当該魚市場で卸売の業務を行ったもの

	をいう。
経営組織	
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合をいう。
漁協連合会	水産業協同組合法に規定する漁業協同組合連合会をいう。
会社	商法（明治32年法律第48号）及び有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づき会社として登記されたものをいう。 なお、会社に該当するものは、名称中に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」又は「合資会社」という文字を含む。
個人	個人が卸売の業務を行っている場合をいう。
その他	上記以外の経営組織の場合をいう。
水産物買受人	当該市場において、過去1年間に水産物卸売業者から買い受けた水産物を販売した法人又は個人（売買参加人を含める。）をいう。 ただし、中央卸売市場に属する水産物買受人は除く。
業態区分	
出荷	他の魚市場、卸売業者に出荷を行う者をいう。
卸	出荷に該当するもの以外で水産物の卸売を行う者をいう。
加工	加工原料として買い付けを行う者をいう。
小売	直接消費者に販売する者をいう。
その他	上記以外の者をいう。例えば、飲食店、民宿、ホテル等がここに含まれる。

冷凍・冷蔵、水産加工
場

事業所の形態

個人

個人が事業所を営んでいる場合をいう。

会社

商法（明治32年法律第48号）及び有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づき会社として登記されたものをいう。

なお、会社に該当するものは、名称中に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」又は「合資会社」という文字を含む。

組合

水産業協同組合

水産業協同組合法に規定する組合で、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。

その他

名称中に「組合」又は「組合連合会」の文字を用いているもので、上記「水産業協同組合」以外のものをいう。例えば、水産物商業協同組合、冷蔵事業協同組合等がある。

その他

上記のいずれにも該当しないものをいう。例えば、県の栽培漁業センター、大学の実験場、複数の個人が共同で行っているもの等が含まれる。

冷凍・冷蔵工場

陸上において主機10馬力（7.5KW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

なお、水産物を取り扱わない事業所、のりの冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含めない。

水産加工場

販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。

なお、「水産加工品」とは、水産物を主原料（水産物の原料割合が50%以上のものをいう。）として製造された食用加工品、油脂・飼肥

料及び生鮮水産物又は食用加工品を凍結した冷凍水産物をいう。

また、冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合についても、「水産加工品」とする。

2 調査項目に関する用語

(1) 水産物流通機関調査票()【魚市場用】について

売場の最大面積	調査期日現在において、水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。
魚市場に所属する水産物卸売業者と水産物買受人	調査期日現在において、魚市場に所属する水産物卸売業者数及び水産物買受人数をいう。 なお、水産物卸売業者については、同一卸売業者が2つ以上の魚市場に所属している場合は、それぞれの魚市場に計上する。 また、水産物買受人数については、同一魚市場に2つ以上の水産物卸売業者があり、それぞれの水産物卸売業者に登録している場合は魚市場単位で数えることとし、重複させないこととする。異なる魚市場の水産物卸売業者に登録している場合には、それぞれの魚市場に計上する。
過去1年間に開場した日数	過去1年間に開場した日数をいう。 なお、「年間開場日数」は実日数とし、365日を超えないこととする。
過去1年間の取扱高	魚市場における過去1年間の取扱高をいう。 ただし、野菜等、水産物以外の取扱高は含めない。
数量	
総数	過去1年間に魚市場に上場された水産物（活魚、生鮮品、冷凍品、加工品）の数量をいい、第1次水揚量（内水面漁業・養殖業による生産物を含む。）のほか、他の市場からの搬入量及び輸入品も含む。 なお、第1次水揚量とは、以下のものをいう。 ア 漁船又はこれに付属する運搬船（母船、沖積船及びまき網漁業等の運搬船）が陸上に最初に水揚げしたものをいう。 イ 漁業者の共同運搬船（漁業協同組合等による洋上集荷）が陸上に最初に水揚げしたものをいう。 ウ 商人の仲買船（洋上取引）が陸上に最初に水揚げしたものをいう。 エ 外国基地操業等による漁獲物を、現地に一時的に水揚げ保管した

	(価格が形成されなかった。)もので、国内に最初に水揚げしたものをいう。 オ その他、貝類、海藻類等で漁家等がむき身、乾燥等の簡易加工、前処理を行った後、販売したものを含める。
活魚	活魚とは、貝類以外の水産物を活魚槽、魚槽等により生かして上場し、活魚運搬車、氷眠等により生かして流通させることを目的として、生きている状態で卸売りするものをいう。 なお、特に生かすための措置を講じていなくても生きている状態のものは含めない。 また、卸売り以降に活^{かつ}められるものについては含める。
水揚量	海面漁業・養殖業及び内水面漁業・養殖業による生産物の第1次水揚量をいい、船上加工品を含む。
搬入量	他魚市場から当該魚市場に搬入された水産物の数量とし、輸入され国内で最初に価格形成されたものを含む。
金額	魚市場に上場された水産物の数量に対応する金額をいう。
活魚槽	漁獲物を活魚の状態で卸売りするために、陸上に常設しエアレーション等により酸素を供給するものをいう。
安全・品質確保のために導入した衛生管理施設への投資金額	安全・品質確保のために導入した衛生管理施設への投資金額における過去5年間(平成10年1月1日～平成14年12月31日)の総額をいう。 なお、平成10年1月1日以降に開設された魚市場については、開設時から平成14年12月31日までの投資の実績を、平成10年1月1日以降に合併した魚市場については、旧魚市場の衛生管理施設のうち、調査期日現在も稼働している施設に対する平成10年1月1日から合併の前日までの投資の実績に、新魚市場の合併日から平成14年12月31日までの投資金額を合計する。
衛生管理施設	HACCP(ハサップ)、一般衛生管理等により、食品の品質・衛生管理の向上を図ることを目的として整備された施設をいう。 ア HACCP(ハサップ) 食品の危害分析重要管理点方式のことで、食品の生産の初期段階(生産段階)から、製造、加工工程を経て、最終的に消費者に至るまで一貫した安全性確保対策として対応できる管理方式のことをいう。 わが国では食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条の3第1

	項に基づき、HACCPを取り入れた「総合衛生管理製造過程」の承認を行っている。 イ 一般衛生管理 HACCPによる管理を実施するための前提条件となる品質・衛生管理の基礎として実施される管理方式のことをいう。 一般衛生管理に対応した施設の例 手洗い設備、長靴消毒槽、選別機、殺菌海水装置等
魚類等の ^{ざんし} 残滓	選別・処理の段階で排出される雑魚、魚の内臓、貝殻及び養殖のへい死魚のことをいう。
市場で再生処理	市場から出た魚類等の^{ざんし}残滓を自市場で再生処理している場合をいう。 例：市場内の施設において、^{ざんし}残滓を加工して家畜の飼料や養殖の餌料等を生産している場合。
再生処理の業者に引き渡し	市場から出た魚類等の^{ざんし}残滓を再生処理する業者に引き渡している場合をいい、引き渡す際の有償無償は問わない。 例：^{ざんし}残滓を利用して家畜の飼料を生産している事業所に引き渡す場合。
廃棄処理の業者に引き渡し	市場から出た魚類等の^{ざんし}残滓を廃棄処理する業者に引き渡している場合をいい、引き渡す際の有償無償は問わない。 地方公共団体の清掃事業に引き渡している場合はここに含める。 例：^{ざんし}残滓を産業廃棄物として廃棄物処理業者に引き渡している場合。
魚箱	水揚げ・出荷等に使用する発泡スチロール、プラスチック等の化学製品を材料とする魚箱をいう。
市場で再生処理	廃棄された魚箱を自市場で再生利用している場合をいう。 例：市場内の施設において、魚箱の洗浄・殺菌等を行い、再利用している場合。
再生処理の業者に引き渡し	廃棄された魚箱を再生処理する業者に引き渡している場合をいい、引き渡す際の有償無償は問わない。 例：発泡スチロール・プラスチック等のリサイクルを行っている業者に廃棄物となった魚箱を引き渡している場合。

廃棄処理の業者に引き渡し	廃棄された魚箱を廃棄処理する業者に引き渡している場合をいい、引き渡す際の有償無償は問わない。 地方公共団体の清掃事業に引き渡している場合はここに含める。 例：廃棄物となった魚箱を産業廃棄物として廃棄物処理業者に引き渡している場合。
電算処理	電算処理とは、取引の結果が電算機（パソコンを含む。）により処理されている場合をいう。
市況情報の電算入力	魚種別・漁業種類別に取り扱数量、金額等の市場取引の結果を電算入力している場合をいう。
精算業務の電算入力	出荷者・買受人等に対する精算業務を電算処理で行っている場合をいう。
決済業務の電算入力	決済業務を電算処理で行っている場合をいう。
すべて手計算	取引の結果を電算処理によらず、手集計で行っている場合をいう。

（２）水産物流通機関調査票（ ）【水産物卸売業者用】について

11月1日現在の従業員数	調査期日現在、当該卸売業者に属し、卸売の業務を行っている従業員（賃金、給与（現物給与を含む。）を支給されている者）の数をいう。 なお、業務に従事している個人事業主及び無給の家族従業員（個人事業主の家族で無報酬で常時就業しているもの）も含める。
過去１年間の取扱高	卸売業者における過去１年間の取扱高をいう。 ただし、野菜等、水産物以外の取扱高は含めない。 過去１年間に当該魚市場で新たに卸売の業務を開始した卸売業者については、「年間取扱高」は調査期日前１年間について記入し、新たに卸売の業務を開始してから調査期日までが１年未満の卸売業者については、業務開始から調査期日までの実績をいう。
数量	
総数	過去１年間に魚市場に上場された水産物（活魚、生鮮品、冷凍品、加工品）の数量をいい、第１次水揚量（内水面漁業・養殖業による生産物を含む。）のほか、他の市場からの搬入量及び輸入品も含む。 なお、第１次水揚量とは、以下のものをいう。

	ア 漁船又はこれに付属する運搬船（母船、沖積船及びまき網漁業等の運搬船）が陸上に最初に水揚げしたものをいう。 イ 漁業者の共同運搬船（漁業協同組合等による洋上集荷）が陸上に最初に水揚げしたものをいう。 ウ 商人の仲買船（洋上取引）が陸上に最初に水揚げしたものをいう。 エ 外国基地操業等による漁獲物を、現地に一時的に水揚げ保管した（価格が形成されなかった。）もので、国内に最初に水揚げしたものをいう。 オ その他、貝類、海藻類等で漁家等がむき身、乾燥等の簡易加工、前処理を行った後、販売したものを含める。
水揚量	海面漁業・養殖業及び内水面漁業・養殖業による生産物の第１次水揚量をいい、船上加工品を含む。
搬入量	他魚市場から当該魚市場に搬入された水産物の数量とし、輸入され国内で最初に価格形成されたものを含む。
金額	魚市場に上場された水産物の数量に対応する金額をいう。

（３）水産物流通機関調査票（ ）【水産物買受人用】について

11月1日現在の従業者数	調査期日現在、当該卸売業者に属し、卸売の業務を行っている従業者（賃金、給与（現物給与を含む。）を支給されている者）の数をいう。 なお、業務に従事している個人事業主及び無給の家族従業者（個人事業主の家族で無報酬で常時就業しているもの）も含める。
過去１年間の取扱高	水産物買受人における過去１年間の取扱金額をいう。 ただし、取扱金額には野菜等、水産物以外のものは含めない。 過去１年間に当該魚市場で新たに買受の業務を開始した買受人については、「年間取扱金額」は調査期日前１年間について記入し、新たに買受の業務を開始してから調査期日までが１年未満の買受人については、業務開始から調査期日までの実績をいう。 なお、水産物買受人が異なる市場の卸売業者に登録されている場合、取扱金額はそれぞれの市場ごとに計上する。

(4) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票について

共通部分	
過去 1 年間に営んだ事業	
冷凍・冷蔵倉庫業	低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業をいう。
水産加工業	水産物を原料として、食料品、飼肥料等を加工製造する事業をいう。
漁業・養殖業	海面又は内水面において水産動植物を採捕する事業、又は人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業をいう。
水産物卸売業	卸売市場において、出荷者から販売の委託を受け、又は買い受けて卸売りする事業のうち、水産物を取り扱うものをいう。
水産物仲卸（買）業	卸売市場において、卸売業者から商品を買ひ、小売店などに販売する事業を行うもののうち、水産物を取り扱うものをいう。
水産物小売業	個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業のうち水産物を取り扱うものをいう。
その他	上記のいずれの事業にも当てはまらないものをいう。
11月1日現在の従業員数	調査期日現在、当該事業所に所属し、冷凍・冷蔵工場及び水産加工場の業務を行っている従業者（賃金、給与（現物給与を含む）を支給されている人）の数をいう。
常雇	特に雇用期間を定めていないが、雇用契約期間が 1 年以上の雇用者をいう。
臨時雇・日雇	臨時雇とは、雇用契約期間が 1 ヶ月以上、1 年未満の雇用者をいう。 日雇とは、雇用契約期間が 1 ヶ月未満の雇用者をいう。
安全・品質確保のために導入した衛生管理施設への投資金額	安全・品質確保のために導入した衛生管理施設への投資金額における過去 5 年間(平成10年 1 月 1 日～平成14年12月31日)の総額をいう。

冷凍・冷蔵工場

冷凍・冷蔵工場の用途

営業用

倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づき営業する事業所が、委託品を取り扱う場合をいう。

自家用

「営業用」以外のものをいう。

過去1年間の冷凍・冷蔵庫の利用者

寄託品

他（顧客）から委託を受けて水産物を保管している場合をいう。

水産業協同組合

水産業協同組合が、当該冷凍・冷蔵工場を利用した場合をいう。
なお、水産業協同組合が自家の冷凍・冷蔵庫で自家の水産物を保管する場合は「自営品」とする。

組合員

水産業協同組合が事業として運営している冷凍・冷蔵工場を、当該組合の組合員が利用した場合をいう。

水産会社

㈱極洋、マルハ㈱、日本水産㈱及び㈱ニチロの事業所が利用した場合をいい、その他の水産会社は「その他」とする。
なお、上記4社の系列会社はここに含めず、漁業を行うもの（極洋水産㈱、大洋エーアンドエフ㈱、マルハトロール㈱等）については「その他」とし、その他の事業を行うものについては該当する区分に含める。

卸売業者

水産物の卸売業者が利用した場合をいう。卸売業者とは、出荷者から販売の委託を受け、又は買い受けて卸売りする業者のうち、水産物を取り扱うものをいう。

買受人

水産物の買受人が利用した場合をいう。買受人とは、卸売業者から買い受けて販売する者をいい、中央卸売市場の仲卸業者及び売買参加人を含める。

加工業者

水産物の加工業者が利用した場合をいう。

その他

上記以外の者をいう。

製氷能力	通常の状態において生産し得る 1 日当たりの製氷能力をいう。
冷蔵能力	通常の状態における収容能力（容積建保管契約分及び貯氷分を含む。）をいう。 収容能力を立方メートル（m^3）で表示している場合は、以下の換算率によって換算する。 $1 \text{ m}^3 = 0.4 \text{ トン}$ なお、貯氷専用の場合は、以下の換算率によって換算する。 $1 \text{ m}^3 = 0.75 \text{ トン}$ 収容能力とは、「壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに 90% を乗じた算定方法により算出した容積」（倉庫業法施行規則等運用方針）をいう。
うち、容積建保管契約分	容積建保管契約とは、冷凍・冷蔵工場のうち保管料を委託品の重量又は体積による料率によらず、室（室の一部を区切る場合を含む。）単位で契約している場合をいう。 ただし、容積建保管契約による収容能力が、年間を通し著しく変動する場合は、過去 1 年間の平均的な収容能力とする。
うち、貯氷分	貯氷用として製氷盛業期（最高貯氷時）の収容量をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る 1 日当たりの凍結能力をいう。
水産加工場	
水産加工品	水産物を主原料（水産物の原料割合が、50% 以上のものをいう。）として製造された食品加工品、油脂、飼肥料及び生鮮水産物又は食品加工品を凍結した冷蔵水産物をいう。 また、冷蔵すり身を原料として加工品を製造している場合についても、水産加工品の対象とする。
過去 1 年間に販売した水産加工品の総額	当該水産加工場が過去 1 年間に販売した製品の総額をいう。 ただし、取扱金額には、水産加工品以外のものは含めない。 また、製品を自社の他事業所の加工原料として提供した場合は、提供した製品を販売したものとして金額を見積もる。
原材料の仕入れ先	当該水産加工場が過去 1 年間に原材料を直接仕入れた相手先をいう。

国産品	
市場の卸売業者	国内産の原材料を市場の卸売業者から仕入れた場合をいう。卸売業者とは、出荷者から販売の委託を受けて、又は買い受けて卸売りする業者のうち、水産物を取り扱うものをいう。
仲卸問屋	国内産の原材料を仲卸業者から仕入れた場合をいう。仲卸問屋とは、卸売市場において、卸売業者から商品を買ひ、小売店などに販売する業者のうち、水産物を取り扱うものをいう。
加工業者	国内産の原材料を加工業者から仕入れた場合をいう。 この場合、半製品の仕入れも含まれる。
自家生産物	自家の生産物（漁獲物）を原材料に使用した場合をいう。
漁業者	漁業者から直接仕入れた場合をいう。
その他	上記以外の場合をいう。
輸入品	
貿易商社	輸入された原材料を貿易商社から仕入れた場合をいう。 この場合、半製品の仕入れも含まれる。
市場の卸売業者	輸入された原材料を市場の卸売業者から仕入れた場合をいう。
仲卸問屋	輸入された原材料を仲卸業者から仕入れた場合をいう。
加工業者	輸入された原材料を加工業者から仕入れた場合をいう。 この場合、半製品の仕入れも含まれる。
自社輸入	自社で輸入している場合をいう。
その他	輸入された原材料を貿易商社から仕入れた場合をいう。 この場合、半製品の仕入れも含まれる。
水産加工品の出荷先	当該水産加工場が製造した製品（水産加工品）を、過去1年間に直接出荷した相手先をいう。

漁協の市場又は荷さばき所	漁業協同組合が開設している卸売市場又は漁業協同組合の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁協以外の卸売市場	漁業協同組合以外が開設している卸売市場(中央卸売市場を含む。)へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者	スーパー(量販店を含む。)鮮魚商等へ出荷している場合をいう。
生協	生協へ出荷している場合をいう。
外食産業・給食業者等	外食産業、給食業者等(施設内で給食を調理している学校、病院等を含む)へ出荷している場合をいう。
直売所	直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。
自家販売	自家店舗、通販、インターネット販売、行商等で販売している場合をいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
魚類等の ^{ざんし} 残滓の再生利用への取り組み	水産加工場での主な廃棄物である魚類等の ^{ざんし} 残滓の再生利用への取り組み状況をいう。
魚類等の ^{ざんし} 残滓	選別・加工の段階で排出される雑魚、魚の内臓、貝殻などのことをいう。
工場で再生処理	加工の際排出された魚類等の ^{ざんし} 残滓を自工場で再生処理している場合をいう。 例：自工場の施設において、 ^{ざんし} 残滓を加工して家畜の飼料や養殖の餌料等を生産している場合。
再生処理の業者に引き渡し	加工の際排出された魚類等の ^{ざんし} 残滓を再生処理する業者に引き渡している場合をいい、引き渡す際の有償無償は問わない。 例： ^{ざんし} 残滓を利用して飼肥料を生産している飼料・肥料会社に引き渡す場合。

廃棄処理の業者に引き渡し

加工の際排出された魚類等の^{ざんし}残滓を廃棄処理する業者に引き渡している場合をいい、引き渡す際の有償無償は問わない。

地方公共団体の清掃事業に引き渡している場合はここに含める。

例：^{ざんし}残滓を産業廃棄物として廃棄物処理業者に引き渡している場合。